

○岸田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。細田博之君。

○細田委員 一昨年以来、昭和天皇の御病氣をして御崩御をして改元、即位、大喪の礼、そして本年には即位の礼、大嘗祭、さまざまな大きな激動があるわけですが、その間、内閣、総理府そして宮内庁、警察庁その他の御関係の方々の大変な御尽力があったわけでございます。質問に先立ちまして、国民の一人といたしまして深甚なる敬意を表させていただきます次第でございます。本日は、両法案につきまして一括して御質問をさせていただきますと思います。

まず、皇室経済法施行法の改正の点でございますが、その改正の具体的理由について、もうちょっと詳しく伺いたいわけでございます。

それからもう一つ、この皇室の経費に関して、宮廷費、内廷費あるいは皇族費というふうな仕分けがあるわけですが、どういふ考え方であるのかという点について、もう一つ伺いたいわけでございます。

○宮尾政府委員 最初にお尋ねがありました今回の皇室経済法施行法の改正の理由でございますが、内廷費及び皇族費につきましては、その定額が定められておりまして、この定額をどのように定めていくかということにつきましては、物価上昇とかあるいは公務員の給与の改善に伴いまして算定をされます増加見込み額が、現行の定額の一定割合、一割を超えるような場合に改定をお願いをしよう、こういうことで、昭和四十三年に皇室経済に関する懇談会というものが開かれまして、そこでそういう基本的な考え方が御了承になっております。

そこで、現在の内廷費、皇族費についてでございますが、現行の定額は五十九年度に改定が行われまして、以来六年間そのまゝ同額で据え置きのことで推移をしております。一方、この間物価上昇率を見ますと、東京都の都区消費者物価指数につきましては九・七％、それから国家公

務員の給与改善率は一九・七五％という状況になっておりまして、こういったものを要素といたしましてどのくらい内廷費、皇族費全体で所要経費が増加をする見込みとなっているかということ算定してみますと、その増加率というのは内廷費で二・八％、それから皇族費で一四・八％というふうになっておるわけでございます。したがって、内廷あるいは各宮家ではいろいろ経費の効率的な使用というものを一層御工夫をお願いしながら現在までいろいろお願いをまいっておりますわけでございますが、内廷及び各宮家の職員につきましては国家公務員に準じた給与改善を行う必要がありまして、また、皇室の御日常の御活動とかあるいは御生活に支障のないように、やはり物価上昇等による支出の増加にも対応していかなければならぬということがございますので、平成二年度から定額改定を行っていただきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

それから、内廷費あるいは宮廷費、皇族費といったようなものがどういふものかということでございますが、天皇陛下並びに皇后陛下、皇太后陛下等を含めまして、あるいは皇太子さん、天皇陛下のお子さんである各親王、内親王方を含めまして、いわゆる天皇陛下を中心とするあれを内廷といい、これについて内廷費ということでありまして、それから皇族費につきましては、内廷外の宮家の皇族方についてのものとございます。それから宮廷費というのは、これは陛下あるいは皇族さん方のいわゆる公的な儀式、諸行事等に関連して必要になる経費を宮廷費という形で処理をいたしておるわけでございます。

○細田委員 大体概略わかりましたけれども、諸外国においても王室というものがイギリス初めたくさんあるわけですが、国会との関係あるいは予算についての国会なり政府の関与の仕方についてどのようになっているのか、概略で結構でございますから、参考までにお教え願いたいと思います。

○宮尾政府委員 外国のいわゆる王室といふは、皇室関係の現状については、なかなかこれはわかりにくい点が多ございまして、私も十分その正確な把握というものはいたしておりません。ただ、手元に若干古いものでございまして、これでも英国王室のものがございまして、これを一つの例として若干申し上げてみますと、我が国の内廷費に相当するものにつきましては、これは女王の私有財産というものがございまして、そこで全部賄われるという形になっているというふう聞いております。それから、そのほか当然国庫から支出される経費というものがあつたわけでございますが、それは王室費と公的活動費というふうなものがあつたわけでございます。王室費というのは人件費等が大半のようございまして、公的活動費というのは公的な御旅行とか王宮の維持管理費等がございまして、こういったものはまた、各省庁に予算計上されておるといふような状況のようございまして、何分外国のことでございますし、事柄の性質上正確なことがよくわからないで恐縮でございます。是非御質問でございますので申し上げます。

皇室内閣関係の現状については、なかなかこれはわかりにくい点が多ございまして、私も十分その正確な把握というものはいたしておりません。ただ、手元に若干古いものでございまして、これでも英国王室のものがございまして、これを一つの例として若干申し上げてみますと、我が国の内廷費に相当するものにつきましては、これは女王の私有財産というものがございまして、そこで全部賄われるという形になっているというふう聞いております。それから、そのほか当然国庫から支出される経費というものがあつたわけでございますが、それは王室費と公的活動費というふうなものがあつたわけでございます。王室費というのは人件費等が大半のようございまして、公的活動費というのは公的な御旅行とか王宮の維持管理費等がございまして、こういったものはまた、各省庁に予算計上されておるといふような状況のようございまして、何分外国のことでございますし、事柄の性質上正確なことがよくわからないで恐縮でございます。是非御質問でございますので申し上げます。

第二点が即位礼正殿の儀はどのように具体的に行われるかという点でございます。

それから第三点でございますが、今回予定されております即位の礼の儀式というものは、例えば大正天皇それから昭和天皇のときにどのように行われていたのか、それと違いがあるのかどうかという点について伺いたいと思います。

それと関連して、即位礼関係の予算の概要が大体どういふものであるか、この四点についてまとめてお答えをいただきたいと存じます。

○多田説明員 即位の礼につきましても儀式でございますが、皇室典範の二十四条におきまして「皇位の継承があつたときは、即位の礼を行う」というふうに規定されておまして、これは天皇

陛下の御即位に伴いまして、国事行為たる儀式として即位の礼を行うということを予定したものと解釈しております。既に今上天皇の御即位の直後に、即位の礼の一環といたしまして剣璽等承継の儀及び即位後朝見の儀という儀式が行われたところでございます。

今後行われる即位の礼につきましては、即位の礼委員会における慎重な協議を経まして、去る一月十九日の閣議で国事行為たる儀式として次の三つの儀式を行うことを決定しております。まず第一に即位礼正殿の儀、これは十一月の十二日宮殿において行つた。それから祝賀御列の儀、これも十一月の十二日即位礼正殿の儀の終了後、宮殿から赤坂御所までの間の御列ということで実施をする。それから三番目に饗宴の儀、これは十一月の十二日から十五日までの四日間、宮殿で饗宴を催す。こういった三つの儀式を即位の礼として今後実施するということを決定しておるところでございます。

なお、正殿の儀がどんなふうに行われるかという御質問でございますが、内外の代表大体二千五百名というのを予定しております。参列をさせていただきますとして、宮殿の正殿松の間におきまして天皇陛下が御即位を内外に宣明するお言葉を述べられ、そして内閣総理大臣がお祝いの言葉を述べるといふことが中核となる儀式でございます。具体的儀式次第につきましては、今後即位の礼委員会の協議を経て内閣総理大臣が決定する予定になっております。

なお、ほかの御質問については他の政府委員から。

○荒田政府委員 即位礼関係予算の概要いかんというお尋ねでございます。ただいま申し上げました即位の礼に必要な経費といたしまして、総理府本府におきまして三十三億八千五百万円を計上しております。即位礼の正殿の儀につきましては十四億三千五百万円、それから祝賀御列の儀につきましては一億二千万、饗宴の儀につきましては四億三千三百万円、その他い

るいろ、記録ですとかその他の関係、広報等の関係で十三億九千七百万、合わせて三十三億八千五百万円を本府予算として計上してございます。

○細田委員 このたびの即位の礼に際して特に外交的な重要性というものがあつた感じがいたしますが、この外国からの招待といふことは、お客様に対してどういふふうな対応ぶりであるかといふことを伺いたいと思ひます。

それからもう一つは祝意奉表といふことがありますけれども、これは主体はだれであるのか、そして具体的にはどういふことが行われるのかという点について伺いたいと思ひます。

○宮尾政府委員 その前に、先ほどの御質問で先例をお聞きになりましたが、お答えをさせていただきます。

先例でございますが、昭和の例といたしましては昭和三年十一月十日に京都御所の紫宸殿におきまして即位礼当日紫宸殿の儀といふものが持たれました。それで、そのやり方といたしましては、内閣総理大臣初め約二千二百名が参列をして、天皇陛下が高御座にお上りになり、勅語をお読みになり、続いて内閣総理大臣が寿詞を奏した後、万歳を三唱し、諸員がこれに唱和するといふようなことが主体になっております。

それで、今回どう違うのかといふことでございますが、これは今後即位の礼委員会の協議で内閣総理大臣が決定することになると思ひますので、先例との違いといふのは今ここで申し上げる段階ではないと思ひます。

○多田説明員 外国からの招待者でございますが、先ほど申し上げましたように、宮殿の収容能力その他いろいろ勘案いたしまして全体で二千五百名といふことでございまして、外国について何名といふことがまだ確定しているわけではございません。外国からの代表の参列といふことになりまして、外国要人の外交日程といったようなことの関連もございまして、国際儀礼上相当前もって参列に関する考え方を御連絡しておく必要があるといふことで、先般概要についての通報を行つ

たところでございますが、正式の招待といふことにつきましましては、本年度の予算について国会の承認が得られた後に行つたといふことを考えているところでございます。

祝意の奉表に際しての考え方でございますが、即位の礼正殿の儀当日の祝意の奉表といふことにつきましましては、成案を得次第閣議決定をして決めていくという予定でございます。

今のところ、国の措置としては、まず第一に国旗の掲揚を行うこと、それから二番目に、地方公共団体、一般の方々においても上記と同様の方法により協力方を要望するといふことを予定しております。また、即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案についても現在御審議をお願いしている、こういった状況でございます。

○細田委員 やや主体についてわからなかつたのですが、国民がござつて祝意を奉表するの、あるいは政府が何か音頭をとつて政府の行事として行ふのかといふようなことがちよつとあいまいなような氣もいたしたのでございまして。

この即位の礼については憲法第二十条といふのが最近議論になっておりますのでちよつとお伺いしたいと思ひますが、憲法第二十条三項「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」といふ規定があるわけですが、特に即位の礼に關してこの憲法との關係がどうなつてゐるのか、お伺いしたいと思ひます。

○大森政府委員 即位礼正殿の儀がどのように意義づけられておるかといふことに絡む問題でございしますが、本年一月十九日に閣議了解されました即位の礼の挙行に關する大綱におきましては、天皇陛下が御即位を公に宣明されるときに、その御即位を内外の代表がこほぐ儀式である、このように意義づけられております。そして、この儀式の内容には宗教上の儀式としての性格を有するものは見られませんので、ただいま御指摘の憲法第二十条三項が禁止する宗教的活動には当たらないことは明らかであり、何ら問題はないといふふうに考えております。

○岸田委員長 続いて、光武親君。

○光武委員 ただいま即位の礼について細田委員から質問のあつたところでありますが、即位の礼については国事行為としての儀式として明確に規定されております。したがつて、国民にはそれなりにわかりやすいことなでありませうけれども、これとまた一連の皇室の行事として行われます大嘗祭については、私もさうでありますけれども、国民全般についてなかなか理解が行き届いていないのではないかと、このように考えまして、この際、関連のある大嘗祭について御質問を申し上げたいと思つております。

質問の第一点であります。即位の礼については、ただいま十一月の十二日といふことで御報告がございましたけれども、その後行われると予定されております大嘗祭の期日はいつになつておりますでしょうか。

○宮尾政府委員 大嘗祭が行われる期日でございしますが、大嘗祭の中心となる儀式でございます大嘗宮の儀は、悠紀殿供饌の儀と主基殿供饌の儀といふのがあつたわけでございます。悠紀殿供饌の儀は本年の十一月二十二日に、また、主基殿供饌の儀はその翌日の十一月二十三日に行われる予定といたしております。

また、これに引き続きまして大饗の儀がございしますが、これは十一月二十四日及び二十五日の両日に行われる予定といたしております。

○光武委員 今の大嘗祭の日取りについてはわかりましたが、しからばなぜそのころに申しますか、その日が選ばれてゐるのか、根拠はどういふところにあるのか、その辺についてお示しいただきたいと思ひます。

○宮尾政府委員 大嘗祭は、先生御承知のように非常に長い伝統があるものでございまして、それによりまして、古来、大嘗祭は諒闇後の十一月の卯の日、下の卯の日でございまして、それに行われるのが常例とされておりましたが、今回十一月の二十二日が下の卯の日に当たりますので、大嘗祭の期日を十一月二十二日、二十三日に中心となる儀式を行つ、こういうふうにしたいと考えておるわけでございます。

○光武委員 大嘗祭は皇室の非常に重要な伝統的儀式でありますけれども、伝統的儀式といふことについては異論があるやに伺つております。その一つには、これは途中で中断をしたといふようなこと、あるいはまた律令制度の時代と武家時代あるいは明治になりましてからいろいろの儀式の仕方についても変更がある、したがつて、伝統的行事であるのかどうかといふことについてはいろいろ議論があるので、そのところをちよつときちつと説明をしていただきたいといふふうに思つておるわけでございます。

○宮尾政府委員 大嘗祭は皇室の長い伝統に基づく非常に重要な儀式だといふふうに考えておるわけでございますが、それは例えば日本書紀などによりまして、天皇が即位をされた後、大嘗祭を行われたといふような記録が見えるわけでございます。ただ、この時期は、大嘗祭と新嘗祭といふものの区分はまだ必ずしも明確でなかつたようでございます。その後、踐祚、即位後のものを踐祚大嘗祭、略して大嘗祭といひ、それから毎年行われるものを新嘗祭といふふうに區別をするようになったわけでございますが、その區別が初めてなされたのは天武天皇のときであつたといふふうに言われております。

自來、御即位のたびに一世一度の大事といたしまして大嘗祭といふものが行われてきたわけでございますが、そういうことをわがわがのものとしましては、平安初期に制定をされました貞觀儀式に、まず即位の年、悠紀、主基の二國を卜定をして、そこからとれた新穀を神饌に供するといふような形で大嘗祭を行つたといふことが具体的に記述されておりますし、またそれがずっと江戸時代まで続きまして、さらに、そういうことを踏まえて旧登極令の中にもそういう大嘗祭について具体的な規定といふものを設ける、こういうことになつておつたわけでございます。

そこで、一時中断があつたではないかといふ御

議論が確かにあるわけですが、この中断というの、一つには第八十五代の仲恭天皇が御年四歳で踐祚されて、御在位二カ月余りで退位をされたというようにありまして、この方は即位礼も大嘗祭も挙げられなかったわけでございます。それからその後、百四代の後醍醐天皇から百十二代の霊元天皇に至るまでの九代の方と、それから百十四代の中御門天皇のときには、これは兵乱相次ぎまして、大変皇室も御衰微というような状況にありまして大嘗祭を挙げられなかったわけでございます。これはそういった特殊な事情による非常に異例のことであらうというふうに考えております。

したがって、そういう異例な事態は別として、大嘗祭というものは皇室の長い伝統的な儀式であり、即位儀礼の一つであるというふうに私は考えておるわけでございます。

○光武委員 今のお話であります、特別異例のことであって、精神としてはとにかく今日まで連続として続いているという御説明であつたと思うのであります。

今お話が出ました登極令についてであります、戦前におきましては皇室典範とそれから登極令と二つありまして、その基本的な大綱あるいはまた具体的な儀式については明確にされていたわけですね。ところが、戦後の登極令は廃止されたわけでありまして、したがって、大嘗祭というもののについては皇室の行事、公的な行事であるというところでありまして、我々国民から考えますと、一体今日の皇室の意義とか、新憲法下にあるとしてどうした大嘗祭についての意義についてはどのように考えればいいのか、その辺もひとつお示し願いたいと思います。

○宮尾政府委員 大嘗祭について規定がありました旧登極令というのは、新憲法が施行されると同時にその根拠を失って廃止になったわけですが、先ほども伝統ということについてお答えをいたしましたように、これは皇室の非常に長い伝統的な儀式であり、皇位継承に伴う重要な儀式

であるというふうに考えておるわけでございます。

それで、大嘗祭の意義でございますが、これは政府の即位の礼準備委員会においてその考え方が示されておりますように、私も、大嘗祭は、稲作農業を中心とした我が国の社会に非常に古くから根づいた収穫儀礼、そういうものに根ざしているというふうに考えておりますし、その大嘗祭の中心となる行事というものは皇祖、天神地祇に新穀をお供えをしたり、陛下御みずからお召し上がりになって、皇祖及び天神地祇に対して、安寧とそれから五穀豊稔を感謝されるときに、今後とも国家国民のために安寧と五穀豊稔などを祈念される儀式というふうに考えられますので、そういう意味で登極令というものの法律上の根拠というものはもちろんありませんけれども、これはその登極令が現在の憲法に違反をしているからでは、旧憲法下におきましてはむしろ皇室典範を中心とする宮務法の体系というものが独自の体系をなしております、それが新憲法の施行と同時に、今の憲法のもとではそういう独自の法体系というものが認められないということで法律的な根拠だけを失っている。ただ、その内容につきましては、現在の憲法に反しない限りその考え方というものは十分継承できる、こういう考え方に立つておるわけでございます。

そういう意味で法律的な根拠はありませんけれども、その基本的な旧登極令等に規定をされております皇室の長い伝統的な行事というものは、今日においても十分重要な皇位継承儀礼として行い得るというふうに考えておるわけでございます。

○光武委員 根拠については明確でないわけですが、この点については後ほど法制局の方に關連してお尋ねしたいと思っております。

次の質問については、この大嘗祭の費用、おおむねどの程度かかるのかということが一点、それからまた、これと同じ行事であります、毎年行われております新嘗祭については、これは内廷費

で賄っているのと伺っているわけですね。そうしますと、大嘗祭が宮廷費として支出をされなければならぬ、あるいはするものであるという根拠が何か特別あるのか、その点をあわせてひとつお尋ねいたします。

○宮尾政府委員 大嘗祭の費用を宮廷費から支出する理由でございますが、大嘗祭は、先ほどもお答えいたしましたように、皇室の行事として行われることにいたしておりますが、それは皇位が世襲であることに伴います一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式としての公的な性格があるということでありまして、そういう意味からこの費用は宮廷費から支出することが相当であるというふうに考えておるわけでございます。

そこで、新嘗祭との関係でございますが、新嘗祭というのは毎年皇室の行事として行われるものでございまして、一世に一度皇位継承儀礼として行われる大嘗祭とは基本的にその性格は異なるというふうに考えておるわけでございます。そういう意味で新嘗祭は現在内廷費で支弁をされておりますが、大嘗祭については公的な性格があるから、その費用は宮廷費から支出することがふさわしく、かつ、相当、適当であるというふうに考えておるわけでございます。

○光武委員 それでは最後に一点だけ内閣法制局にお尋ねいたします。

その前に、今の大嘗祭に要する費用の概要についてのお答えがありませんでした。それを補足していただきたいと思います。

法制局にお尋ねするのは、先ほど大嘗祭については法的な根拠というものはないというお話がございました。それが一点、それから、この費用を宮廷費から支出するということについても憲法上の問題がないのかどうか、そこを法制局にひとつお尋ねしたいと思います。

○宮尾政府委員 どうも失礼をいたしました。大嘗祭に要する費用の概要でございますが、皇室行事としてこの秋行われます儀式、行事の中には即位礼、大嘗祭両方に關係するものもございま

して、大嘗祭だけを純粹に取り出すということはちょっと困難な面もあるわけでございますが、その中心をなします大嘗祭の儀及び大嘗の儀などに要する経費は、二十二億四千八百万円を予定させていただきます。なお、そのほか斎田拔穂の儀とかあるいは山陵御親謁などのことも予定をされております。そういった皇室行事として行われる儀式、行事に必要な経費を含めまして、全体では二十五億六千七百万円余を予定いたしておるわけでございます。

○大森政府委員 委員お尋ねの第一点でございますが、儀式の挙行につきましては、それが国民の権利を制限したり、あるいは国民に義務を課するというような限りの法令の根拠を必ずしも必要とするものではないということでございます。

次に、第二点でございますが、まず大嘗祭経費を宮廷費によって支弁できる法律上の理由づけにつきましては、その概略については先ほど宮尾次長から答弁があったとおりでございます。そして、そのような理由によりまして宮廷費で支弁するということの憲法上の問題は、憲法二十三条第三項との關係、そしてまた八十九条との關係が問題になるわけでございます。今までの答弁であられておりますように、大嘗祭と申しますのは宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは否定できないところでございしますが、大嘗祭はあくまで今回は皇室の行事として行われるものでございします。そして、しかもその挙行のために必要な宮廷費の支弁による費用の支出といえますものは、この大嘗祭の公的な性格という面に着目いたしまして支出するものでございします。国がそのような観点に着目してそのような限りの財政的にかかりを持しまして、その支出の目的が宗教的意義を持たない、そしてまた特定宗教への援助、助長等の効果を有する行為であるということには到底言えないと思っております。これは、よく引用されます地鎮祭判決、最高裁判所の津地鎮祭事件に關する判決の趣旨に照らしましてこのように言えるものであると考えられます。したがっていまし

て、国が大嘗祭のための費用を支出いたしまして、憲法二十条第三項との関係でも、また八十九条との関係でも、いずれも抵触する疑いは何ら無いというふうに考えている次第でございます。

○光武委員 質問を終わります。

○岸田委員長 続いて、山元勉君。

○山元委員 私は議題に入ります前に、労働組合のいわゆる春闘も大きな山を越したところで、新しく就任された人事院総裁も出席いたしておられますので、この際、公務員賃金について二、三お伺いしておきたいと思ひます。

去る十二日に山岸会長を初めとする連合の代表と海部総理の会談及び公務員共闘など三団体と政府、人事院との交渉が持たれました。特に、連合と総理のトップ会談は二十六年ぶりのものでございました。正しい労使関係をつくっていくという上で、社会的にも経済的にも大変評価される画期的なことであったというふうに評価をしているところでございます。私は労使双方のこの努力に敬意を表しますと同時に、今後ともこのような努力を重ねていただいて、よき方式をつくり上げていただきたいというふうに期待をしています。

ところで、その中で話がございましたけれども、昨年度末に公務員の三分給与及び年度末手当が大変支給がふくれたという前代未聞の事態が起りました。公務員の生活設計に大きな影響を与えたわけですが、これは明らかに給与法の九条に違反しますし、政府の使用者責任の放棄とも言えるわけです。あの場合に、法案ははつきりと通過をしていただけてございまして、財源が措置されておればこの問題は起こらなかったわけでありまして。そういう意味から、このようなことが二度と起こらないためにも、当初予算に一定枠の財源を計上すべきだというふうに思ひます。そういうことが今年度の予算案にはされていませんから、私はこのことを強く求めて、なぜされないのか、二度と起こさないということを遺憾の意を表明していらっしゃるのになぜしていないことについてお尋ねをしたいというふうに思ひます。

○藤井(威)政府委員 先般の政労トップ会談で給与改善費の問題について御要望があったことは、我々財政当局も承っております。おっしゃいましたとおり、給与改善費については、従来から毎年度の財政事情を勘案してかつて一定率を計上してきたということがございまして、厳しい財政事情のもとでその計上率というものを順次引き下げてまいりまして、結局六十一年度以降は計上が行われていないという状況になっておるといふことも御指摘のとおりでございます。

今おっしゃいます、もし給与改善費を当初予算に計上しておけば、今回のような極めて異例な状況のもとであっても分割支給というようにすることにならないで済んだのではないかと御提案でございますけれども、もしそういうふうにしうといたしますと、人事院勧告がどの程度の率になるかというのを予算編成期においてある程度正確に見込むということが必要になるわけでございますが、これは実際問題として非常に困難であるといふのが現実であらうと思ひます。

実際に、かつて給与改善費を予算に計上していた時代におきまして、給与改善率を見込んで計上していたわけではなくて、一定率を毎年度の財政事情を勘案しながら計上するということにどまっていたわけでございます。実際に人事院勧告が実施されました際には、やはりその給与改善費計上では足りなくて、補正予算でさらに財源の措置をとるといふことが毎年のように行われてまいりました。給与改善費の計上が必ずしも今回のような事態を防ぐ手だてにはならないのではないかとこのように思ひます。

ただ、給与改善費をどうするかということにつきましては、いずれにしましても、政府としてこれは給与改善費があるから、ないからということでは人事院勧告の取り扱いは左右していただくことは一回もございまして、人事院勧告尊重の基本姿勢に立ち対処してきたことと申しますから、今後ともこの方針を変更するつもりは毛頭ないということとでございます。

○山元委員 毛頭ないというような答弁では困るわけですね。過去、たしか五割だったと思ひますが、組んであつて、そして財政事情が厳しいという理由で削られていった、これはおっしゃるとおりですけれども、今の財政状況は、厳しいといふことではなしに、財源隠しとまで言われるような状況になっているわけですから、給与法の九条違反を再び起こさないといふことから、あるいは人事院勧告完全実施を早期にするという立場から、やはりこれは積まれるべきだといふふうに思ひます。ぜひこれはもう一回検討をしていただきたい。少なくともそのことで、いわば公務員の給与を人質にとつて他の政策を進めようといふようなことが絶対あつてはならないといふふうに思ひます。そういうことを戒めるためにも、官房長官、このことについて、先ほども申し上げましたように公務員の生活設計にかかわることを引き起こしたわけですから、どのように考えていらっしゃるのか、もう一回しっかりと聞かせをいただきたいと思います。

○坂本國務大臣 給与の分割払いが行われたというところはまことに遺憾なことでありまして、今後こういうことの起こらないように、内閣を初め関係各方面にも御協力を願ひたい、そう思っております。

それで、当初予算に給与の改善費を盛り込んでおけばよかったではないかといふ委員の質問に対しては、ただいま政府委員が答弁したとおりでございます。

○山元委員 大変不満です、今後ぜひ過去にあつた形をとられるように努力を要望しておきたいと思ひます。

次に、人事院も政府も人制制度については公務員の労働基本権制約の代償措置として尊重する、さらには人制についてはその立場に立つて早期に完全に実施するように努力する、これは毎年おっしゃっていることなんです。けれども、実績は結果的にそうならないわけですね。私は過去にあつた人制の凍結案のいろいろについてきょう論じ

ようとは思ひませんが、差額の支給について、これが毎年年末ぎりぎりに支給をされているわけですね。四月分からの給与の一部が十二月のぎりぎりに支給をされる。年末の買い物にも当てにできないような実態が続いているわけですね。先ほども言いましたように、いわば生活実態に大きな影響を及ぼす事柄だと言えますが、民間の企業では、こんなことは考えられぬわけですね。倒産前の会社であれば別ですけれども、四月分の給料の一部がこういうふうな年末になる。この給与差額支給までの手順は、人事院勧告が行われて、関係関係会議があつて、閣議決定されて、そして法案がつくられて、審議をされて、成立して支給、こういうふうになつていくわけですね。大変たくさん段階があるわけですね。その各段階で本気になって努力すれば、早期に実施をしますという方針は実現できるというふうに私も思ひます。そこで、ここで一番大きなネックになっている、ネックの一つと言ひますけれども、関係関係会議の座長をいつしやる官房長官に、特にこの場合本気で取り組んで、これは一カ月ぐらいは早く年末の生活設計に役立つような精算をするといふことをお約束していただきたかと思ひますが、ぜひとも早期に実施をするといふことが、差額を精算するといふことについてのお考えをお聞かせいただきたか。

○坂本國務大臣 政府といたしましては、従来から人事院勧告制度尊重の基本姿勢に立つて勧告をできるだけ早期に完全実施するよう努力してきたところでありますが、一方、国民の理解を得て公務員の給与改定を行うためには、国政全般との関連を各方面から検討する必要がある。このため、給与関係関係会議において十分議論を尽くした上で政府として方針を決定してきたところであります。

このような取り扱ひ方針を決定し、関係法案を国会に提出するまでにはある程度の日時を必要とすることは御理解をいただきたかと思ひますが、政府としては今後ともできるだけ早期に結論を得

るように努めてまいりたいと思っております。

○山元委員 努力を約束していただいたわけですが、国政全般との兼ね合いというものが少しわかりにくかったのですが、私が先ほど申し上げましたように、人事院勧告というのは代償措置である、最も優先されなければならないわけですから、労働基本権のかわりですから。そういう意味から、給与法の第九条もこれであり、国政全般との兼ね合いという問題について具体的にもう少しおっしゃっていただきたい。

○勝又政府委員 人事院勧告の取り扱いそれ自体は影響するところが極めて大きいところでございますので、かねて政府といたしましては、人事院勧告の取り扱いを決定するに当たりましては、追加財政需要などの財政事情であるとか、あるいは地方財政に与える影響であるとか、納税者である国民世論の動向であるとか、公務を取り巻く諸般の状況など、そのときどきの国政全般との関連について種々検討してきているところでございまして、今後とも同様に検討してまいらなければならないというふうに考えておるところでございます。

○山元委員 よく理解はできないのですけれども、官房長官が早くする努力をするということをおっしゃっていただきました。私は、これから、先ほど申し上げました幾段階でもの手続の中で誠心誠意されることを期待いたしますし、見守っていききたいというふうに思います。

それでは次に、人事院総裁にお尋ねをいたしたいと思うわけです。

先ほどごあいさつをいただきましたけれども、新しく就任された人事院総裁は、新聞記事によりますと、衆議院事務総長として長年お務めになつて、大物総長とかあるいは知恵者とか大変高い評価がされている総裁でございますが、私も先ほど申し上げましたように、ぜひ公務員の暮らしを守るという立場で御奮闘いただきたいわけですね。今、公務員の賃金の問題を初めとして時間短縮の問題や人材確保の問題が数多く山積している

わけですが、こういうときに人事院総裁につかれ、そのことについての決意を聞かせていただきたいなというふうに思います。

○弥富政府委員 ただいま思いがけなく過分なお言葉をいただきました。ありがとうございます。

人事院行政というものは、御承知のとおりに行政運営の基礎となるものでございます。一方、最近の内外の情勢の変化、これはもう著しいものがございます。時代の激しい変化に対応した行政の機動性というものが求められているところでございます。こうした国民の声におこたえをし、効率的、かつ、的確な行政運営を図る上で、まず公務員にはすぐれた人材を確保しよう、それから適正な勤務条件を絶対に維持していこう、職員の士気を高めていこう、また、それによって安定した労働関係の維持に努めることなど、人事院のこれから果たす役割は重要であると考えております。私といたしましては、国家公務員法の目的でございます「国民に対し、公務の民主的かつ能率的な運営を保障する」、そして「人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護」という国家公務員法三条に書いてあります人事院の使命、これの達成のために全力を挙げてまいりたい、かように考えておるところでございます。

○山元委員 ありがとうございます。

先ほど申し上げましたように、ぜひ公務員の暮らしや権利を守るという立場で御奮闘いただきたいというふうに御期待を申し上げます。

次に、民間における求人難は景気の動向の影響を受けて深刻な状況になっていることは御案内のとおりです。この影響からも、公務員の新採時での公務員離れ、このことが引き起こされていきます。例えば東京都の例で、ことし三割ほどの辞退があつて民間に流れたと聞いているわけですね。人材確保の点からもゆゆしい事態になっていると理解をしますが、この最大の原因は、民間の初任給と公務員の初任給との較差の問題、それから労働条件の悪さだ、こういうことが明白になっております。私も一年生というかつい先日まで現場にいた

わけですけれども、そういう状況は大変深刻です。初任給の較差の問題では人事院もはっきりと認めていらっしゃるし、各県人事委員会も大幅に較差があるというところは認めているわけですね。今年度人勧に向けて前向きに検討して、思い切った改善をするという方向を出さなければ、こういう人材確保の事態は打開できないと思うわけですね。

そういうことで、これから始められるわけですが、初任給の改善、この問題は長い間論じられていたわけですから、今年度思い切った改善をするということをしていただきたいと思っております。そのことについての現時点でのお考えをお尋ねしたい。

○森國政府委員 民間におきましては、今次の長期景気拡大局面での旺盛な採用需要を背景に初任給の顕著な伸びが見られるところでございます。

公務員におきましては人材の確保につきましても、先ほど総裁が申し上げましたとおり人事院の重要な任務でございます。このような民間の事情を踏まえまして、人事院といたしましては、ここ数年特に初任給につきましては重点的に対処をしてまいりました。特に、昨年度は、行政職で言いますと、一般の俸給表改善率が三・二％でございまして、大卒、一級試験の初任給は四・三％、それが高卒、二級試験の初任給は四・三％というように、およそ二・五％ないし三・四％増しの改善をいたしましたわけでございます。しかしながら、先生御指摘のとおり、なお民間の初任給と開きがあるの事実でございます。今年度は、今まだ民間給与動態調査の準備を進めているところでございまして、したがって、その結果を踏まえた対応というところになりますけれども、初任給の改善問題につきましては、私も、重要な課題であるという認識を持って取り組んでまいらる所存でございます。

○山元委員 近年の人勧が初任給部分で配慮されているということは確かなんです。しかし、昨年末も私現場で言っていたのですが、このベースで

いけば、十年、十五年かかっても現在ある大きな較差というのはなかなか解消できない。とりわけ今民間で、先ほど申し上げましたように、景気の動向で人が得られないという状況になっていくわけですね。初任給はなお開きというところが予知できるわけですね。そういう立場から、私が申し上げているのは、思い切った初任給については格段の配慮をする、改善をするということをお願いいたします。

○森國政府委員 ただいま申し上げましたとおり、初任給改善問題というのは給与問題の中で極めて重要な課題だという認識を持っておりまして、取り組む具体的方法論につきましてはこれから十分検討を進めてまいりますが、重要な決意を持って臨みたいと考えております。

○山元委員 次に、即位の礼のあり方についてお尋ねをいたします。

即位の礼は、憲法に定める国事行為として、正殿の儀、祝賀行列の儀、それから饗宴の儀というふうに三つの儀式が行われるとされております。しかし、国民には非常に理解しにくい状況になっておりますし、国会にきちんと提示されていないわけですね。その概要について説明をしていただきたい。

○多田説明員 即位の礼は、先生御指摘のようにな今後行われる儀式としては三つの儀式を予定しておるわけでございます。

第一の儀式、即位礼正殿の儀と称しておりますが、これは「即位を公に宣明されるときに、その即位を内外の代表がこほぐ儀式」というふうな規定しております。具体的には、場所は宮中正殿松の間というところで実施されることを予定しております。参列者数が内外の代表大体二千五百名というふうなことで考えておるところでございます。

それから第二番目の祝賀行列の儀でございますが、これは「即位礼正殿の儀終了後、広く国民に即位を披露され、祝福を受けられるための御列」ということで、同日に宮殿を御出発になって赤坂

御所までパレードをされるということになつておるわけでございます。

それから三番目に饗宴の儀ということでございますが、「即位を披露され、祝福を受けられるための饗宴」ということで、これは、宮殿におきまして出席者数およそ三千四百名程度を予定して実施をするというふうに考えておるところでございます。

○山元委員 一月十九日に発表されました大綱によりまして、各儀式の細目については、今詳しくないわけですが、総理大臣が決定する、また、総理府に即位の礼実施連絡本部を設置するとされているわけですが、今おっしゃられたような本当の概要でなしに、そういう連絡本部やあるいは総理大臣の細目の決定の作業がどのように進んでいるのか、内容についてもお聞かせをいただきたい。

○多田説明員 先ほど申し上げましたような趣旨に沿つて、具体的にどういうふうにするかということは今事務的にいろいろな角度から整理、検討をしているところでございまして、まだ非常に時間のかかる作業でございまして、まともなまでにはやや時間がかかるだろうと思つております。

○山元委員 時間がかかるだろうというだけではなしに、それはどういうふうなこれからの日程的に進められていくのか。今内容的には申せないというところだと思ひますけれども、それでは今後どういうふうな日程的に組み立てられているのか、お聞かせをいただきたい。

○多田説明員 現在鋭意検討しているところでございまして、現段階でいつというふうなことを特に確定したスケジュールはまだできておりません。

○山元委員 政府はこの即位の礼を国事行為としてうらに決定をして、予算にまできちと計上しているわけですか。しかし、その内容について速やかに詳しく国会に、そして国民に知らせようとしていない、そういう批判をされても仕方がないと思ふわけです。本当に合意を得て国事行為として

やろうとしていらつしやるとはなかなか今の時点では思えないわけですね。私もはこのことについて大変遺憾だと思ひますし、今までに決定をされた事柄、私もは新聞で決定されたというふうには聞かないわけですが、決定された事柄やこれから決定されようとする事項についての資料の提出を求めたいわけですが、委員長、計らつていただきたい。

○岸田委員長 後刻また、理事会で諮らせていただきます。

○山元委員 当局の姿勢も、考えも聞かしていただきたい、用意があるかどうか。

○多田説明員 大変細かい、いろいろな角度からの検討を必要としておりますので、具体的な資料というふうな考えでもなかなかこういう資料だなどというイメージがわきませんで、私もとしてはもう少し考え、整理させていただいた上でというふうに考えております。

○山元委員 私が申し上げておりますのは、国事行為として決定している、あるいは予算が計上されている、しかし、その中身についてはなかなか国会に説明がされない、したがって、国会の了解、同意だとかあるいは国民の合意というものを、同意的な努力がないのではないかと、これを指摘しているわけですが、そういう意味で、速やかに詳しく資料を提出をされたい、こういうふうな申し上げているわけですが、私ども、今の状況でいいますと、事務局が案をつくつて閣議決定されて、新聞発表で見ると、これは国会軽視に当たるといふふうな考えるわけですが、そういう点で、もう少し作業あるいは国会に対する対応についてお考えを聞かしていただきたいと思います。

○多田説明員 いずれにいたしましても、私も日夜鋭意どういうふうにしていくかということについて検討をさせていただいておりますので、もう少しお時間をいただきたいと思つております。

○山元委員 それで私が申し上げていることは理解はいただいているのだから、そのことなどは別にして、ですから、今委員長がおっしゃいますように、

たように、理事会で検討していただいて、措置をさせていただきたいというふうにお願ひを申し上げます。

次に、即位の礼は、先ほどもありましたけれども、憲法に定めた象徴としての天皇の皇位の継承を国の内外に明らかにする儀式だといふふうに考えます。そこで、私は、それは日本国が平和国家である、民主国家であるといふことを国の内外に強く表明する最高の機会であればならぬ、こういうふうに思ひます。そして、こういう憲法を持つてゐる国の象徴たる天皇の即位の儀式として国民が納得をする、合意をする、こういうことが最も大事なことでございまして、そういう意味では、形式や内容について十分論議がされるべきだと思います。例えば、旧憲法下で行われました昭和天皇の場合、君主制や神道的な色彩の濃いものでございしましたけれども、そういうものでなくさなければならぬといふふうに私は思ひます。そのことについての当局の見解と、そして今進められていることの中身のそのことへの配慮についてお聞かせをいただきたい。

○多田説明員 私どもといたしましては、先般閣議決定いたしました方針に従ひまして、憲法の趣旨に沿つて、かつ、皇室の伝統等を尊重したものにすると見地、現在鋭意検討をさせていただいておるところでございまして、

○山元委員 今申し上げました憲法の精神、幾つかありますけれども、例えば主権在民の精神を侵してはならない。そういう形式、内容についての配慮が要すると思ひます。今具体的な儀式的プログラムが明らかにされていない中で議論することなどは難しいわけですが、例えば君主と臣といううやな形はとられないと思ひますけれども、総理大臣がお祝ひの言葉を述べ、寿詞というのだそうでございましてけれども、形式、内容についてどううに今考えていらつしやるのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○多田説明員 先ほど申し上げましたように、現在鋭意検討中のものでございまして、具体的に

は申し上げられませんが、いづれにしても、憲法の趣旨に沿つて、かつ、皇室の伝統等を尊重したものであるといふ基本線を踏まえて儀式立てを行つていくつもりでございまして。

○山元委員 憲法の精神と皇室の伝統という言葉が今も使われましたし、新聞発表等でも使われているわけですが、新しい憲法の精神と皇室の伝統といふものについての違いですね。矛盾するところがあるわけですが、伝統といふのは、旧憲法下で行われた即位の礼の伝統であります。したがって、今簡単に二つ並列しておつしやいますけれども、いづれが優先されなければならないのかといふことについては、明確に立場をとらなければならないと思ひます。その点についてどうですか。

○多田説明員 憲法の趣旨に沿ひ、かつ、皇室の伝統等を尊重するといふことでございまして、憲法の趣旨に沿わないものについては当然にそれはできないといふことでございまして。

○山元委員 どうも、最初に申し上げましたように、具体的なものが提示されていせんから論議しにくいわけですが、今のような答弁では、それぞの判断によつて憲法の趣旨に沿ひ、かつ、伝統に従ひ、個々の判断によつて違つてございまして、これは先ほども申し上げましたように、資料の提出によつて具体的に一つ一つの儀式が憲法に照らして誤りがないかどうか、国民が納得できるものであるかどうかについては論議をするといふことで、ぜひ積極的に提示をしていただくことをお願いをしておきたいと思ひます。これでは論議ができないといふことです。

天皇が記者会見などで、国の最高法規である憲法を守るという理解を示しておられるのですけれども、しかし、今の状況はどうも政府や宮内庁が古い慣習あるいは伝統といふものにたづなれていて、大事な憲法の立場といふことを忘れがちなつてゐるのではないかと、そういうことでは必ず国民の心は離れていくということを銘記していただいてこれからの進行を図つていただきたいと思ひます。

次に、大綱に、国民の当日における祝意奉表は、別に定めるということになっていきます。その内容についてどのように考えておいでになるのか、お聞かせをいただきたい。

○多田説明員 祝意奉表につきましては、成案を得次第閣議決定をしていくつもりでございます。まずけれども、その内容につきましては、現在のところ、国の措置としては国旗掲揚を行うこと、それから地方公共団体一般においても上記と同様の方法により協力を要望することといったようなことを基本的には考えておるわけでございます。

○山元委員 具体的にまだ少しわかっていない部分があるのですけれども、少なくとも基本的な立場で、国民の合意の中でという立場からも、この際に君が代や特別な行事について強制があつてはならないというふうに思います。特に、君が代の問題については、国論が現に分かれていくことでもあり、また、真の愛国心というのは強制や押しつけでできるものではない、そういうものではつくられない、本当に民族としての誇りやあるいは美しく平和な祖国、郷土を愛するということ、おのずとはくまれるような、そういうものでなければならぬというふうに愛国心について思います。そういう立場からすれば、この際に君が代やあるいは特別な行事というものが強制されてはならないと思ひますけれども、どう判断をしないらっしゃるか、お聞かせをいただきたい。

○多田説明員 祝意の奉表ということになりますと、天皇陛下の御即位をこころは祝賀の意の表明という性格のものでございますので、これは強制というところは当然毛頭考えていないわけでございます。

○山元委員 今のお答えで、強制については毛頭考えていないというお答えです。それでいいわけですが、今までの例からいいますと、どうしても地域末端にいきますと、そういう特定の行事が強制をされたりあるいは行事の中身についての強制があるわけです。そして、そういうところ

でトラブルが起こつていて、要らざる国民感情のあつれきといひますか、そういうものが起こつてくるわけですから、そういう強制というようなことは毛頭考えていないという立場の指導をぜひこの際徹底をしていただきたいというふうに要望をしておきます。

それからもう一つですが、この即位の礼を政治的に利用したり、あるいは賛美するがごときことがあつてはならないし、豪奢にわたつてはならないというふうに思うのです。その立場は政府もとうろうとしていらつしやるというふうに聞きますけれども、饗宴の儀が四日間わたつて三千四百名の宮中における饗宴というふうになつていくわけですから、これは国民の感情からいって、大規模、豪奢にわたる、こういう感情が出てくるというふうには私は思うのです。三千四百人、四日間の饗宴ということについて予定された基本的な考え方というのはどうして決められたのか、お聞かせをいただきたい。

○多田説明員 饗宴の儀の参列者につきましては、宮殿の収容能力等も勘案しながら、天皇陛下が御即位を披露され祝福を受けられるための饗宴という儀式的性格から、数多くの方々をお招きすべきだという考え方でありまして、両方兼ね合はせて三千四百名程度ということが妥当かというふうなことを考えた次第でございます。

○山元委員 私が申し上げているのは、できるだけ多くということよりも、多過ぎはしないか、国民的な感情からいって、大規模にわたつて豪奢なものになるのではないかとというふうに考えないか、そこそこにとつての配慮はどうかだということをお尋ねをしているわけです。数多くという姿勢だから私が申し上げているのは全く逆なんですけれども、そこについての配慮はあつたのかどうかということをお尋ねしているわけです。

○多田説明員 私どもとしては、数多くなるだけ来ていただくという格好でというふうに考えて対処をしておるわけでございます。

○山元委員 以上で終わります。

○岸田委員長 続いて、山中邦紀君。

○山中(邦)委員 最初に、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案について質疑を行います。まず、本件法律案の作成、提出経過について御説明をいただきたい。特に、法の定める皇室経済法の検討経過、それからこれを受けた提案者である政府の検討経過、それからこの改正法律案の要点は額にあるわけでありまして、その算定の根拠を御説明いただきたいと思ひます。

○宮尾政府委員 まず、お尋ねの第一点は、皇室経済法での結論といひますか、その議決の内容が、昨年の十二月二十二日に皇室経済法を閣議いたしましたので、そこで内廷費、皇族費の改定問題について御議論がありまして、結論といたしまして、「前回の定額変更後の経済情勢の推移にかんがみ、内廷費及び皇族費の定額をそれぞれ増額することが必要である」という決議がなされて、内閣に法律の規定に基づいて提出をされたわけでございます。政府としては、これを受けて、最近の経済情勢にかんがみ、内廷費の定額及び皇族費の算出の基礎となる定額を改定する必要があるという考え方に立ちまして今回の法律案を国会に提出をいたしました、こういう経緯になつておるわけでございます。

それから第二の点は、改定の基本的な考え方ということだと思ひます。今回の内廷費、皇族費の改定の基本的な考え方でございますが、施行法で定められております内廷費及び皇族費の定額につきましては、これは法律の規定でございますから、そのまま据え置くと固定をいたしてしまします。そこで、当然年を経るごとに物価が上昇するとかあるいは公務員給与が改善をされて上がつていくということがございますので、そういう要素も勘案をしまして定額の割合を超えるような状況が出てくればこれは改定をすべきではないか、そういうことで、昭和四十三年に皇室経済法に関する懇談会でそういう基本的な考え方が打ち出されました。

そのことを踏まえて、これまでも一割を超えるような事態が出てきた場合には改定をお願いするということをしてまいつたわけでございますが、現在の内廷費及び皇族費の定額というのは、御承知のように五十九年度に改定が行われただけで、六年間そのまま据え置きになつておるわけでございます。そこで、その間、東京都部の消費者物価指数で見ますと、物価上昇率が九・七％になつておる、国家公務員の給与改善率も一九・七五％に見ますと、定額の増加率は内廷費で二・八％、皇族費で一四・八％という状況になつたわけでございます。そこでこの間、内廷及び各皇族さん方におきましていろいろ経費の効率的な使用等をおこなつておられるのを、御工夫を願つておつたわけでございますけれども、こういうような状況のもとで内廷及び各官家が抱えておられる職員につきましても国家公務員に準じて給与改善を今後とも続けていかなければならないし、また、それぞれの御日常の御活動、御生活に支障のないような、物価上昇に対応した措置というものが必要であらう、こういうことで、私どももいたしましては、平成二年度から定額改定を行つていただきたい、また、その必要がある、こういうふうに考えておるわけでございます。

それから、積算内訳という御質問がございました。どういふふうなそれを積算して出しておるか、こういう御質問かと思ひますが、先ほど御説明をいたしましたように、物件費の面は物価上昇率、それから人件費の面は国家公務員の給与改善率というものを基本として、どの程度前回の改定以来諸経費が増高するということになつておるか、こういう積算をしておるわけでございまして、内廷費、皇族費を通じて、積算の基礎としましては、まず物件費と人件費とに区分をいたしまして、御服用とかあるいはお食事費それから御用度費などの物件費については前回の改定時以降のいわゆる東京都部の消費者物価上昇率、これは先ほども説明したように九・七％、これを

乗じます。それから内廷あるいは各官家ですれど、雇つておる人々の人件費については先ほど申し上げました前回改定時以降の国家公務員の給与改善率一九・七五％、これを人件費の額に算入してその増加見込み額を算出し、そしてそこで算出された額の合計額の割合を、これはこれまでの例に倣ひまして予測できない支出に充てるための予備的な経費ということでこれに加算をして算出をする、こういうことにいたしておるわけでございます。

ちよつと長くなりましたが以上です。

○山中(邦)委員 今度の改定案も同様であらうと思いますが、従前、数字あるいは時期に關しましては、皇室經濟會議の決議がそのまま法律案として提出されて審議を経ている、こういう経過と思われるわけですね。それで皇室經濟會議はいろいろ実質的な審議、議論をなさっていると思うのです。もちろん法案提出責任者たる政府はまたチェックするのかもしれませんが、実質の議論は經濟會議でなされておる、このように推察しますけれども、そのとおりでしょうか。

○宮尾政府委員 皇室經濟會議は御承知のように皇室經濟法の中に規定がございまして、その職務権限は内廷費及び皇族費の定額の変更、それから皇族が初めて独立の生活を営むことの認定、皇族がその身分を離れる際に支出する一時金額の認定、こういう具体的な審議事項といえますが所掌事務といえますかそういうものを掲げております。内廷費及び皇族費の今回のような定額の変更については必ず皇室經濟會議の議を経る、こういうことが法律上の要件となっております。皇室經濟會議の議を経て内閣に報告されましては、皇室經濟會議の議を経て内閣に報告されましてその決議を尊重して、今回、經濟法施行法の改定を国会にお願いをしておる、こういうことでございます。

○山中(邦)委員 わざわざ皇室經濟法がこの經濟會議を設けているのでありますから、これを尊重するというのは当然だと思います。それからいい

ますと、実質的な審議経過は經濟會議にある、このように思ふわけでありまして、この内容について明らかにしていただきたいと思ひます。

○宮尾政府委員 皇室經濟會議の議決の結果につきましては、先ほど申し上げたように平成二年度から改定をすることが適當である、すべきである、こういうことでございます。

お尋ねは、恐らくその審議の中身を公にできないか、こういうことでございますが、皇室經濟會議は両院議長、副議長あるいは総理大臣、大蔵大臣といったような関係の方々八人の構成メンバーによりまして合議制の機関として設置をされておるわけでございます。そういう合議制の機関であるという性格からいたしまして、各議員の自由な発言を保障するという観点から、その審議内容につきましましてはこれまでも公開をしない、公表をしないという取り扱ひにいたしておるわけでございます。御了承をいただきたいというふうに思ふわけでございます。

○山中(邦)委員 そうすると政府は、經濟會議が提出してきた結論についてどういう方法でそれをチェックしているのか、専らその結論を尊重して法律案に直して提出名義者になつておる、こういうことなのであるか、この一点。

それから、經濟會議については皇室經濟法に規定があるわけでありまして、内部のその他の會議の運営とかいうようなものを決めた規則のようなものがあるのでしょうか。

この二点をお伺いしたいと思います。

○宮尾政府委員 皇室經濟會議で御審議をいたしてそこで得た結論につきましては、この皇室經濟法の中に規定されておりますように、まず内閣にその意見が提出をされるわけでございまして、内閣にその意見の提出がありまして、内閣はその内容をなるべく速やかに国会に報告をする、こういうことになっておる。国会にもその決議内容というものは御報告になっております。政府が經濟法の改正法案を提出するに当たりましては、そこに經濟會議から提出された内容とい

うものを判断し、それから、そういう改正をする必要というものを認めた場合には、これは當然法律案ということで閣議決定を得まして国会に御提出して、こういうことになつておるわけでございます。

それから、もう一点の經濟會議の會議規則的なものがあるのか、こういうことでございますが、そういう會議規則というものは特に定めておりません。

○山中(邦)委員 ただいまのお答えについて端的に結論をもう一回お伺いしたいわけでありまして、政府は皇室經濟會議から決議の理由と結論、これは国会に報告されたもの、これを受け取つて、これを尊重してそのまま法律案として提案をしてくる、こういう経過になりますか。もちろん提案者としては、改定の必要があるとか、金額について妥当であるとかいような判断はするものでありましようけれども、實際論として經濟會議の結論に従う、こういう実情にあるわけですね。

○宮尾政府委員 皇室經濟會議にどのようなことがお諮りになられるかということは、當然事務的なことも担当いたしております。私も宮内庁にいてもお手伝いをいたしております。その中で、この會議で議長から御提案になる内容については、十分いろいろな事務的な検討といふものは私も私どもとしても当然いたしておるわけでございます。

それで、皇室經濟會議での結論というものは、先ほど申し上げましたけれども、理由として述べられておる。前回の定額変更後の經濟情勢の推移にかんがみ、内廷費及び皇族費について、それぞれその定額を増額することが必要である。そういう具体的な改定理由もつけられておりますので、そういうことを踏まえまして、政府としては、この改定をすることの必要性というものを十分判断しながら考え方を決めて国会に法案を出す、こういうことになつておるわけでございます。

○山中(邦)委員 長い御説明で、結論的な部分は

はつきりおっしゃつていないわけでありましてけれども、要するに、宮内庁の皆さんは經濟會議には相當の資料を提供される、經濟會議はいろいろな観点で公開性はない、そして、結論を内閣へ伝え、内閣は自分の責任においてそのまゝの法律案を国会に出す、こういう経過と伺つておきます。

それから、先ほど算定基礎についてのお話もございました。物価指数あるいは公務員の給与の上昇率、これを片方に置きまして、他方に内廷関係の物件費、人件費の割合を出してまいりまして、そして上昇率を出す、こういうことでございます。内廷費の場合はわかりませんが、皇族費の場合は算出基礎の定額ということになっておりますから、これについても同じ経過をたどるものであるのか。

それから、実際に今回の改定案について物件費、人件費の比率はどういうものであるのか。お聞かせを願ひたいと思ひます。

○宮尾政府委員 先ほどの御答弁に關連をしましてお尋ねがありました。これまでの皇室經濟會議と法案との關係につきましては、政府としてもその検討をした結果、同じ必要性があるというふうに認めて、皇室經濟會議での御結論どおりの改正をこれまでもお願いをいたしております。今回もそういう形になつておるというふうに御理解をいただければありがたいと思ひます。

それから、皇族費については人件費とか物件費とかいふようなことをあれすのかということでございますが、皇族費については皇族一人のいわば定額ということが基礎になつております。が、想定といたしましては、親王並びに内親王という御夫婦の単位というものを一つの設定といたしまして、そしてそれを基本にして、一つのいわば家庭といふか世帯といふか、そういうものでございまして、人件費もそれなりにかかると、物件費も一人の場合と違つていろいろな物件費がある。そういうような設定をいたしまして、それぞれの物価上昇率、あるいは人件費とい

いますか、公務員給与の改善等をそれにかみ合
わせながら定額の算定をする、こういうことに
たしておるわけでございます。これは先生も御承
知のように、親王という場合に親王妃について
はその二分の一ということになっておりますか
ら、そういう条件もそれに加味をして計算をし
ていくということになります。

それから、人件費、物件費の割合ということだ
と思ひますが、内廷費につきましては約三分の
一、三四%程度が人件費の要素を占めておりま
して、残りの約三分の二、六六%程度が物件費とい
うことになっております。

皇族費については、細かい数字は今手元にあり
ませんが、これは各皇族、宮家ごとに違ひますけ
れども、物件費が大体四八%程度、人件費が五二
%程度、こういうのが現在の割合であると考えて
おります。

先ほど親王と内親王と申し上げたようですが、
親王と親王妃でございますから、ちょっと訂正さ
せていただきます。

○山中(邦)委員 基準として昭和四十三年十二
月二十六日皇室経済法に關する懇談会決定を引用さ
れましたが、これを見ますと、物価の趨勢、職員給
与の改善その他の理由に基づいて算出される増加
見込み額が、定額の、これまでも定額でありまし
ようが、一割を超える場合に改定を実施するとい
う決定でございます。増加見込み額が一割を超え
る場合というのは、ちょっと理解に困難な点がご
ざいます。一割を超えないですと経過をしてお
つた場合は、これまでの定額に照らして俗に言え
ば赤字が生ずる状態が続いているのか。この辺は
どういうことになっているのでありましようか。

○宮尾政府委員 昭和四十三年にそういう懇談会
の基本的な考え方というものを決めたいだいで
て、それ以降は人件費あるいは物件費のアップ率
等を勘案しながら、いずれも一割を超えて改定を
お願いしているというのがこれまでの経緯であり
ます。

そこで、一割に届かないですと継続すれば赤

字が続いてしまふじゃないかという御趣旨の御質
問だと思ひますが、一つには、この定額算定の積
算基礎の中には、先ほどもちょっと申し上げまし
たように、不時の支出による予備的な経費という
ようなものも若干見込んであります。確かに七%
とか八%、九%というような時代がずっと長く続
けば、各内廷あるいは宮家の経済状況は大変苦し
いことになるわけですが、これまで一割を超える
までできるだけ待つてということをお願いをして
おりますのは、それぞれにいろいろ御工夫を願っ
て、赤字を出さないようにできるだけ御節約願う
ところは願うということも時にはあったわけでご
ざいます。そういうことで、私経済のことですか
ら現実には赤字が出たのか出ないのかということ
は我々ちょっと具体的に申し上げることはいかか
と思ひますが、赤字の出ないような御工夫も大変
なさつていただいておりますというふうに御理解を
いただきたいと思います。

○山中(邦)委員 これまで伺つておりますと、こ
れら内廷費及び皇族費の算定の基礎定額は、大分
以前に決めた数額を物価上昇率その他を用いてス
ライドをさせて現在に至つてゐる、このように理
解されるのでありますけれども、法律の改正経過
を見ていきますと、恐らく昭和二十二年あたり
決めた数字をスライドさせてゐるのではないかと
思われるわけでありまして、これは、数十年のい
ろんな社会生活上の変動などを考えますと、こう
いうことでよろしいのかという気がしてならない
わけでありまして。

そういう観点でさらにもう少し伺ひをしたい
わけでありまして、内廷費を例にとつて、
内廷費の場合は毎年支出される内廷費の定額
のみによつて収支が賄われているのであるのか、
それから内廷職員あるいは各皇族の職員の方々の
給与体系は国家公務員の給与体系に従つてゐるの
か、そして公務員の給与改定に従つて条件がかわ
つてゐるのか、それから、物価の上昇率に比例を
して内廷費中の支出の物件費、公務員の給与の上
昇率に従つて人件費が増加をしてきてゐるのか、

この点はいかがでしよう。

○宮尾政府委員 一点目の御趣旨は、定額という
ものは据え置かれるわけですから、物価や賃金、
公務員給与が上れば当然その分が経済に影響を
与えてくるわけですね。そういう中でいろいろなや
りくりをして御節約を願うような御工夫もいろいろ
なさつていただいておりますが、そういう
ことではいわゆる赤字とか何とかというやうなこ
とにならないような経済運営といひますか、そう
いうことをしていただいておりますことをご
ざいます。それから我々の家庭でもそうございま
すが、我々の収入を全部使うというやうなことで
なくて不時の消費等に備えた貯蓄というやうな
ものは当然するわけでございますが、内廷の場合に
も、例えば支出の残があるやうなときには、それ
と同じやうな考え方、人件費、物件費等が相当
上がったまで改定をされないやうな時期にそうい
うものを工夫してお使いになるというやうな工夫
は当然なさつておるわけでございます。

○山中(邦)委員 今の点についてもう一つお答え
願ひたいのですけれども、内廷費、毎年国から支
出される範囲内だけの収入ということになるの
か、これはいろいろ収入をなさつて、国から支
出されるもの以外の収入というのがあるのかとい
う点も含めてお答えを願ひたい。

それから、物価と人件費の上昇指数を用いて改
定率を算定しておられるわけでありまして、
も、実際に例えれば内廷費の中の人件費、物件費は
その数字によつて上昇してゐるのか。指数的なこ
とはわかりませんが、実績はどういう関係に
なるのか。その一例として、内廷職員の方々の
給与体系は国家公務員の給与体系に従つてゐる
のかという点をお尋ねしたわけでありまして。

○宮尾政府委員 今の第一点目につきましては、
先ほど申し上げたやうなことで、何分これはそれ
ぞれのプライバシーの問題にもわたつてくる問題
でございますので、詳細な点は、先ほどのやうな
やりくりというやうな中で処理されてゐるという
ふうに御理解いただければありがたいと思ひま
す。

それから、人件費、物件費というのは、例えば
公務員給与が上がつたり物価が上がつたりするの
にスライドして、現実にはそれぞれそういうふう
に上がつてゐるのかということでございますが、人
件費につきましては内廷あるいは宮家いづれにお
きましては国家公務員の給与体系に準じた措置を
行つております。したがって、人事院勧告に
基づく公務員の給与改善が行われれば、それと見
合ったものをきちんと給与を改定して上げてゐる
というやり方をしておりますので、これは確実
にそれだけの所要経費は必要になってくるわけでご
ざいます。それから、給与以外の、例えば保険だ
とかその他もろもろの体系に属するものにつきま
しても、公務員と全く同じやうな形で運用をいた
しております。

それから、物価が上がつたらそれだけ物件費の
支出が同じやうにふえるのかということございま
すが、この物件費につきましてはいろいろな御
工夫があり得ると思ひます。例えば
ことしのものを来年に延ばすということも我々の
家庭の中では十分行われることとてございますし、
あるいは若干経済に応じた物の購入をするとい
うやうな御工夫もあり得るわけとてございまして、そ
ういう意味では御工夫によつてそういうもののし
のぎはいたしておりますけれども、標準的な考え
方をすると、物価が上がれば物件費は当然上る
と御理解をいただきたいと思ひます。

○山中(邦)委員 この改定方式は、昭和二十二
年、皇室経済法施行法の発足当時は、それぞれの関
係の方々の実生活上の数字に合つておつたのであ
りましようか。そして、その後スライド方式でず
つと改定を加えながら現在に來た、こういう経過
でありましようか。以前とは社会状況は大きく変
わつてゐるわけでありまして、皇室経済法の定
める日常の費用などあるいは品位保持の資に充て
る費用という観点から、そういうスライドとかい
うやうなことになしに、實際面から考へて改定の

数字を出していくべきではないかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○宮尾政府委員 御質問にありましたように、内廷費について言えば、制定当時、これは昭和二十二年にそういう制度をつくったわけでございまして、事務的にいろいろ項目を設けて積み上げ算定をするという方式は確かにとられておったわけでございます。

ただ、その後の経緯を見ますと、例えば内廷にありまします皇族の御結婚あるいは皇孫の御誕生とかいうようなことによつて、現実には構成員そのものにも相当変動がございました。それから、そういうことをその都度細かく算定をしていくことは非常に大変で複雑なことをしなければならぬというところが一つあります。

それからもう一つは、我々の家計でもそうでございまして、どれだけ支出が必要となるから収入をこれだけということにはなつておらないわけでございまして、やはり入るをはかつて出るを制するということ、言つてみれば経費の効率的な使用ということなどはこの家庭でもいたしなすし、内廷あるいは各宮家等においてもそういう御工夫というものはそのときどきに應じてあつてもよいといふわけでございます。ただ、絶対的に足りないという状況が続くようでは困りますけれども、標準的なものを設定して、そしてその基礎となるものに、その後の変動要因というものを物価と人件費、こういう考え方で補正をしていこうという考え方が出てまいりまして、昭和三十九年度の改定あるいは四十九年度の改定というところでだんだんそういう考え方をやつてまいりました。またそのいう考え方については、先ほどの皇室経済に関する懇談会でも、そういう考え方に従ひまして、物価上昇率あるいは公務員給与改善率等を勘案して、その伸びを計算して、それが一割を超えた場合には改定を検討してしるべし、こういう基本的な考え方を立ててお示しになつたわけでございまして、私も、こういう経過を踏まえ、またそういうやり方が一番現実的なやり方だ

合つていふと考へておるわけでございまして。

○山中(邦)委員 ただいまのお話によりますと、昭和二十二年の当時は、生活上の項目に従つて実情を勘案して額を決めたように伺ひました。またその点も国会の審議の対象になつたと考へられるわけでありまして、そういう観点に立つて、実際の内廷費あるいは皇族費がどういふ額で使われているか、大まかな項目で、概数でもよろしいわけですが、二十二年当時の考え方から従つて委員会に出していただけたらどうか。そのような御用意があるか。きょう出していただけるのであれば、概略でもいいから述べていただけたらと思ひます。

○宮尾政府委員 皇族費、内廷費の中身といひますか、そういう御質問だと思ひます。

これは御承知のように経済法にもそういうふうな規定をされておりますが、内廷費は国庫から支出をされますと御手元金ということになりまして、宮内庁の経理に属する公金ではなくなるわけでございまして、したがつて、内廷費の例へば支出の具体的な中身を申し上げるというふうなことになると思います。内廷の御日常の生活の細部にわたつての内容を述べようということになりまして、それはいわゆるプライバシーの問題にも触れるといふふうに考へられますので、これまでもそうでございますが、御質問にはありますけれども、それを公にするとは差し控へさせていただきますと思ひうわけでございまして。

ただ、それでは審議ができませんではないかという御議論も確かにあると思ひますが、これまでこの定額改定の際に御質問があつた場合には、参考としまして最近の内廷費の支出状況の目安をつけていただくという意味で、近い数年間の平均的な支出の状況を比率で申し上げておるわけでございまして。今回もそういうふうな意味で、割合がどんなふうになつていのかを申し上げて、その状況、概況を御判断いただければというふうに思つておるわけでございまして。

そこで、まず内廷費について申し上げますと、内廷費の人件費と物件費の割合は、先ほどもちよ

つと触れましたように三四%と六六%、こういうふうになつております。

それで、人件費は何か、こういうことですが、これは例へば宮中祭祀を預つておる掌典職員とか、あるいは御生研、生物学御研究所で勤めていただいております職員とかいふような、内廷で給与を払い内廷職員としての身分を持つておる者が二十五人おりますが、これについては先ほど申し上げましたように国家公務員とほとんど変わらないう、それに準じた処遇をいたしております。そういうものに必要な経費であります。

それから物件費の方ですが、これは全体で約六六%と申し上げましたが、その内訳を申し上げますと、御服装とかお身回り用の御用度の経費として一八%程度、それからお食事、御会食、厨房器具等の経費が一三%程度、奨励金、賜り金その他御交際の経費が九%程度、御研究、御教養関係の経費が七%程度、宮中祭祀の関係の経費が八%程度、その他雑費が一%程度、こういうふうになつておるわけでございまして。

概略でございまして、内廷費の関係は以上でございまして。

○山中(邦)委員 前回改定以来六年以上もたつてゐる、また、その間物価の上昇などあつたといふことはよくわかるわけであります。一般論としてであります。ただいまのお答えの中の出されれば公金の性格を失う、これもよくわかります。しかし、改定について国会が審議をし、議決をするといふことが条件になつておりますと、差し支えない範囲での実額の審議資料の提示というのは私は必要ではないかと思ひます。割合だけの問題ではない計算をしながら大分上げなければならぬといふ結論を出すこともできません。割合だけでも、端的に、概数でもいいから実額で検討するのが最も簡明であるといふふうに思ふのであります。

そういう意味で、きょうは法制局の方もお見えのようでありまして、一体この皇室経済法施行法の審議について他の法案の審議と違つた独特の何か制限があるのか、この点についてどう考へておられるのか伺ひたいと思ひます。

○宮尾政府委員 先ほども申し上げましたように、例へば内廷費であれば御内廷のいわば台所に首を突つ込むような話になつてくるわけでございまして、私も、そういう意味では、今御要求のありましたような具体的な内容を申し上げるということとは、これはプライバシーの問題といふこともありましてぜひ差し控へさせていただきますと思ひうわけでございまして。

ただ、一方、その中身がわからないとよく審議ができないではないかということも、これはまた国会のお立場からいへば当然のことでございます。非常に板挟みになつて苦しいわけでございまして、けれども、やはり直接的なものを申し上げるということとは差し控へさせていただきます。先ほど申し上げましたような概略の比率といふもので、やや間接的なお答えかもしれませんが、それが、そういうことで御理解をいただければ大変ありがたいといふふうに思つてゐるわけでございまして。

○山中(邦)委員 ただいまのお答えは、法制局とも打ち合わせ済みのお答えですか。

○宮尾政府委員 宮内庁の立場で申し上げたお答えでございまして。

○山中(邦)委員 法制局の方は、今の点について。

○大森政府委員 ただいま宮内庁の宮尾次長からの答弁につけ加へることは余りないわけでございしますが、ただ一般論を申し上げて、委員会あるいは国会審議の方法とか程度いかんというお尋ねにつきましては、私どもの方からあれこれ申し上げるのはいかかといふふうに一般的には考へます。ただ、あえて申し上げますれば、ほかの法案と一般的には審議の方法、程度について違いはないといふふうに考へてゐる次第でございまして。

○山中(邦)委員 私もただいまのお答えが当然だといふふうに思つております。皇族費について、男女の差別を問題にしなければいけない時期も来

るかもしれないわけでありました。また、身分によつて皇族費の算定基礎の定額より少ない給付を受ける方もおられます。これは、皇室経済法の問題ではありますけれども、そういう問題もやはり国会の自由な議論の対象にしなければならぬと思つておられます。支給を受けたそれぞれの方々のプライベーターの問題、もちろんこれはあるであります。しかし、金額について国会の議決を要するものについては、これはどこかで良識のある線を引き、できるだけ改正案の審議に役立つような実質上の資料を出していただく、これが大事ではないかと思つておられます。今のようによつて二年の数字をもとにスライド、スライドでやつていつて実際に合うのかということは大変疑問だと思つておられます。提案者におきまして、今後はもっと内容を委員会に出していただくように要望をしたいと思つておられます。

皇室経済法の施行法の関係ではその程度の質疑にとどめていただきたいと思います。

次に、即位の礼の関係で、先ほど山元委員から詳細な質問がありましたけれども、私も補足させていただいて、さらに大嘗祭関係についてお尋ねをしたいと思つておられます。

即位の礼の中心になります正殿の儀の具体的な構想いかんということの質問が盛んにあり、検討中ということが終わつたわけでありましたけれども、私どもは、即位の事実をどういう方法で宣明をするのかということについては非常に関心があるわけでありました。検討中というお話でありますから、こういう点についてはいかがでありますか。

戦前は、新天皇が高御座に上つて、笏を持たれて、「朕惟ニ我カ皇祖皇宗」に始まる勅語を下されて、首相が奏詞を奉答し、万歳を三唱する、こういうやり方であつたわけでありました。これはこれまでの皇室の伝統の一環をなすと言えは言えるわけでありましたから、こういうやり方を構想しておられるのか。こういうことでありますと、前後の諸儀式とともに考えますと、神である祖先から

天皇の地位を継承し、万世一系の神の子孫としてわが国を統治する、こういうやり方の儀式になるわけでありました。

憲法の趣旨に沿ひ、皇室の伝統を尊重しというのはどういふことを考えておられるのか。具体的な構想が別であれば、理念的なことと今の点をポイントにしながらお答えをいただきたいと思つておられます。

○多田説明員 具体的な儀式立てにつきましてはもう少しお時間をいただきたいと思つておられますが、基本的な考えとして、神の子であるいは神の子孫として私はここに即位したというふうな流れは当然あり得ないだらうと考えておられます。

○山中(邦)委員 例へば、天皇が象徴たる地位に就いた旨を国民に告げたいと思つておられますが、憲法を遵守して国事行為に当たる旨をお述べになれば、これが正殿の儀のポイントではないかと思つておられます。昨年八月四日の記者会見におきまして、現天皇は大体これに沿うような感じで、憲法に従つて行動なさる旨をおっしゃつておられるわけでありましたから、こういうことは考えられないのか、またこの点について天皇御自身のお考えはどうなつておられるのか、お尋ねを申し上げます。

○多田説明員 再々申し上げておられますが、憲法の趣旨に沿つたものにするという考えでいろいろ考へておるところでございますので、そこでいろいろお酌み取りをいただきたいと思つておられます。具体的にどんな形でやるかということは今申し上げるまで詰まつておりませんので、御容赦をいただきたいと思つておられます。

○山中(邦)委員 繰り返しますけれども、憲法は、前回の即位の礼の後になつてきておられるわけでありまして、これまでの皇室の伝統は皆現憲法の前のものとあつた伝統であります。その辺を私どもは指摘をしておられるわけでありまして、伝統というけれども、殊に即位の礼でありますから、やはり主権の所在に關連して伝統が形成されているわけでありまして、一体伝統のどの点をどう尊重されるか、いろいろお考えだということであ

りますけれども、理念的にはもう方向は出ておるはずではないか。そうでなければ、国事行為として即位の礼を行つても、あるいは予算措置を講ずるも、実施本部をつくるも、できないはずではないかということでも申し上げておられるわけでありました。一体伝統のどの部分をどう尊重されるか、抽象論でよろしゅうございませうから、いかがでしようか。

○多田説明員 日本国憲法が象徴としての天皇というものを位置づけておられます。したがつて、その天皇というものはかならず今までずっと流れてきた天皇の系といひますか、そういう形で憲法が認めておられることは事実でございますので、憲法に抵触しない範囲内で過去の流れを生かしていくというか、伝統を生かしていく、そういう考え方は、基本的な考え方としてやはり必要ではないかというふうにお考えをしております。したがつて、憲法の趣旨に沿わないものは絶対にやらないということでございますが、憲法の趣旨に沿ひ、かつ、皇室の伝統等を尊重したという基本的な姿勢で儀式立て等を考へておるところでございます。

○山中(邦)委員 今のお考えに従つてなるべく早く案を公表され、国民全体の意見を参照されて決定に至る、こういう経過をたどつていただきたいというふうにお考えをしております。

ところで、政府の即位の礼関係の準備状況は、検討委員会、準備委員会それから即位の礼委員会と経過したようでございますけれども、特に大嘗祭関係で公にされた見解は、準備委員会が平成元年十二月二十一日にまとめた「即位の礼」の挙行について「これがそのまま現在でも政府の公式な見解と伺つてよろしゅうございませうか。

○多田説明員 そのとおりでございます。

○山中(邦)委員 もう一つ確認させていただきたいのですが、これらの委員会に対応して宮内庁では、大礼検討委員会、準備委員会、委員会と設けて表裏一体となつて審議を重ねてきた、こういうことでしょうか。宮内庁が本年一月十九日に明らかにした

「大礼関係諸儀式等(予定について)」を見ますと、即位の礼と大嘗祭が一体となつて大礼として構想されているように見えますけれども、そのとおりであるのか。もし一体として構想しておられるのであれば、その理由は何をお尋ねします。

○宮内府委員 昨年の十二月に政府が示した見解の中では、大嘗祭の取り扱いについては、国事行為として行わない。即位の礼の範囲というものを定め、それ以外の大嘗祭その他の問題についてはこれは国事行為として行われたいわけでございますから、皇室の行事として行うということになるわけでございます。

皇室の行事といひましたのは、大嘗祭関係の諸儀式も当然ありますが、即位の礼に絡む諸儀式というものも、例へば期日奉告の儀というものは既に先般行われましたが、これは即位の礼と大嘗祭の期日をあわせて奉告する、こういうことになりましたから、これは皇室の行事として行われておられるわけでございます。そうしますと、そういう意味では、宮内庁の立場といたしましては皇室行事全般についてお手伝いをしていただかなければならないということになりますので、簡潔な表現でそれを言うとしたら、即位の礼、大嘗祭関係の皇室の行事としてものを検討する、こういうことになるわけでございますので、それをいけば過去の使い方として大礼という使い方がありましたのでその文字を使つておられるわけでございます。即位の礼と大嘗祭を一体としてやるという意図のもとにそういう大礼というふうな名前をつけておられるというふうなことは全くございませぬので、その点は御理解をいただきたいと思つておられます。

大嘗宮地鎮祭、数々の儀式が連ねられておりまして、その中に即位礼正殿の儀などが国事行為として入っております。前段階の儀式を引き継いで即位の礼に入り、国事行為としての即位の礼を終えて、さらに大嘗祭につながっている、こういう考え方でとらえられているというふうには私には思えないのでありますけれども、どうでしょうか。

○宮尾政府委員 ただいま御質問の中にありました大札関係諸儀式等の予定というのは私も作成した資料でありますが、例えば、先ほど申し上げました期日奉告の儀というのは、即位礼と大嘗祭の両者の期日を奉告するわけでありまして、そういう両方に絡む諸儀式というものも幾つかあります。しかも、十一月十二日に即位礼正殿の儀は行われる、こういう御決定をなされ、それから大嘗祭は十一月二十二日から、こういうことになっております。いずれにいたしまして、こういう国事行為として行われる即位の礼関係の行事、それから皇室行事として行われる大嘗祭を中心としたそのほかのものもろの行事というのは、皇室のいろいろな伝統的なやり方に従いますと、非常に期日を接して諸行事がいろいろ出てまいります。これを一覧性があつた方がよろうという意味であえて国事行為として行われる即位の礼関係のものの中に便宜入れまして、例えば報道関係等にもこういう資料で説明をしたり、国会の先生方にも、御要望があれば、即位礼関係を含めた表としてそこに印をつけて理解の便に供するためにそういう資料を作成しておるわけでございますので、その点は、最初から宮内庁は即位の礼も大嘗祭も合わせて、ずっと一括して、同じようなやり方で昔どおりいくだろうというふうな御理解はなされないようにぜひお願いいたします。

○山中(邦)委員 ちょっと真相から離れたお答えではないかと思っておりますけれども、大嘗祭の政府の見方、これについて平成元年十二月二十一日の「即位の礼」の挙行について」の文章を検討しながらお尋ねをしたいわけでありまして、

も、儀式の位置づけに関しましては、宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは否定することはできない、結局、宗教上の儀式としての性格を有する、こういう御判断だと思えますが、これはどういう観点からでありましょうか。

○大森政府委員 先般も、大嘗祭の趣旨、目的については宮内庁の方から答弁があつたわけでございますが、大嘗祭の中核と申しますのは、神事をつかさどる掌典職の関与のもとに、大嘗宮におきまして天皇が新穀を皇祖及び天神地祇にお供えになつて、みづからもお召し上がりになる。そして、皇祖及び天神地祇に対し安寧と五穀豊穡などを感謝されるとともに、国家国民のために安寧と五穀豊穡などを祈念される儀式であるというふうな説明されておりました、これを前提といたしまして、社会通念上、神に対する信仰に基づくもので、大嘗祭が宗教上の儀式としての性格を有すると見られることはこれを否定することができないと考へた次第でございます。

○山中(邦)委員 そうしますと、宗教性とは神道の性格を帯びておる、こういうことでありましょ

それから、皇祖といふのは具体的に何なたを指すのでありましょか。

○宮尾政府委員 第一点は、宗教上という意味でのあはれ神道か、こういう御質問かと思ひます。大嘗祭は皇室の伝統的なやり方に従つて行われるということを考えておりますが、皇室は御承知のようにいろいろな祭祀を行つておりますけれども、それは長い伝統に基づいた皇室の独自のやり方といひますか、正確に言うならばそういうことであらうと思ひます。

ただ、神道かどうか、こういうのが質問のポイントかと思ひますけれども、仏教形式か神道形式かキリスト教形式かというようなそういう大きな流れの中を言へば、それは神道という形式の分類に入るだろうというふうに考へておるわけでございます。

皇祖は何かという点でございました。この中に「皇祖」という言葉が出てまいります。皇祖はアマテラスオオミカミを指すというふうに考へております。

○山中(邦)委員 それからさらに「即位の礼」の挙行について」の中では、その儀式の「態様においても、国がその内容に立ち入ることにはなじまない性格」だというふうに述べております。これは、具体的に儀式のどういう態様を指して言っていることでありましょか。

○宮尾政府委員 儀式の態様といふのは、大嘗宮での中心的な儀式におきまして、その儀式の進行というものは、これは天皇陛下が御みづから皇祖及び天神地祇に対しまして御親供をなされ、それから御みづからも召し上がり、そして皇祖、天神地祇に対し安寧と五穀豊穡などを感謝をする、そして、将来とも国家国民のために安寧と五穀豊穡をさらに祈念される。天皇御みづからがおひとり御主宰になるという儀式の性格といひますか態様、こういう意味であります。

そういう儀式の態様といふものは、そういうことを考慮して、内閣の助言と承認というような形で行われる国事行為にはなじまない性格がある、こういうふうに述べておるものというふうに理解をいたしております。

○山中(邦)委員 そういう認識に立てば、大嘗祭が、殊に戦前は、我が国を支配する神の子孫であるという建前で、万世一系の天子の地位につかれらるという即位の礼の一環をなすという建前で傳承され、慣習となつてきたということも考へられるわけであつて、これは新嘗祭と同性格であるというふうに考へられ、内廷の仕事として終始するといふのが当然ではないかというふうに思ふわけでありま

○大森政府委員 委員御指摘のとおり、従前から天皇の行為につきましても、国事行為、公的行為及びその他の行為というふうに三つに大分してきています。そのうち公的行為、公的行為以外の行為の中にも、純粹に私的なものと公的性格ないし公的色彩があるものとに区分されるであらうという考

いかと考へますが、どうでしょう。

○宮尾政府委員 新嘗祭も、お説のようにその年の五穀豊穡を感謝し、また、国家、国民のために安寧を祈願をする、こういう点については同じというふうには言えることは確かでございますが、いづれにしても大嘗祭は、毎年の要するにそういう皇室が行つておられる祭祀とは違ひまして、これは即位があつたときに必ず一世一度の非常に大きな皇位繼承儀式としてこれまで非常に長い間伝統的に受け継がれてきておる、こういうものでありますし、憲法に定められておりますように皇位というものが世襲制ということになつておりますからには、そういう伝統的な皇位繼承儀式というものを新嘗祭とは違つた性格づけとして位置づけることは当然のことであると考へておるわけでありま

○山中(邦)委員 大嘗祭について公的性格があるという評価をなさつて、これが費用を宮廷費から支弁することの理由である、こういうことであります。公的性格といふのは法律用語としては余りなじまない言葉だと思ひます。どういふ要件を備えたら、どういふ法律的效果を持つのが公的性格であるのか、この辺はどういふ検討をしておられますか。天皇の公的行為とは別に、公的性格ということと公費の支弁を理由づけられるという

【委員長退席、鈴木(宗)委員長代理着席】

○大森政府委員 委員御指摘のとおり、従前から天皇の行為につきましても、国事行為、公的行為及びその他の行為というふうに三つに大分してきています。そのうち公的行為、公的行為以外の行為の中にも、純粹に私的なものと公的性格ないし公的色彩があるものとに区分されるであらうという考

えをとっているわけでございます。

そこで、しからばその公的・私的・公的色彩ないし公的色彩といふのはどのような意味であるかということがお尋ねのポイントであろうと思いますが、それを天皇及び皇族の行為に限定して申し上げますと、天皇及び皇族のある行為がその行為の趣旨、性格等からして純粹に私的な行為にとどまらず、国として、ここが要点でございますが、国としてその行為を行うことについて関心を持ち、人的または物的側面からその援助をするのが相当と認められる側面を有することを公的・私的・公的色彩がある、ないし公的色彩があると言っているわけでございます。

○山中(税委員) 納得できない御説明でござい
ます。公的品格があるということの法律的な効果が
宮廷費を支出するということになってきているわ
けでありますから、国が関心を持つということと
実際は同じことを言っているわけで、循環論法だ
と私は聞きます。

それから、この公的品格は大嘗祭についての評論でありまして、これに従事する天皇の行為の性格そのものを言っているわけではないというふう
に思うわけであります。その根拠として、皇位が
世襲であること、一世に一度の極めて重要な伝統
的儀式であるということ、これは公的品格を裏づ
けるものではないというふうに申し上げておきた
いと思います。

皇位が世襲であることはそのとおりでございます。しかしながら、旧憲法下の世襲と、新憲法のもとにおいて国民が天皇に象徴である地位を認め、そうしてその世襲を容認したということは大いに違うわけであります。これまでの旧憲法に至るまでの経過において、なるほど一世に一度の重要な皇位継承の儀式として皇室が位置づけたではありませんし、けれども、これを新憲法のもとにおいても国が深い関心を持つべきだ、持っているんだというのは、これは当たらないというふうに考えるわけであります。宗教的な性格を認め、なおかつ、国事行為として行うのが困難であるという

の私的行為の性格を持つとしか考えられないといふふうに思うものであります。公的性格があるとして国費を支弁するというのは、こういう大體嘗ての認識のもとでは不当であるといふふうに申し上げておきたいと思うわけであります。

予算に組んでゐるわけですから、その内容を質問したいと思ひますけれども、大嘗祭にかかわる費用一切、大嘗宮の設営その他、これが宮廷費に算定されている、こういうことでございますか。

○官尾政府委員　大嘗祭に係する諸経費はすべて宮廷費でお願いをいたしておるわけでございます。

○山中(邦委員) これは内廷費の中で処理をするということも考えられ、そういう意見も現にあつたわけでありませうけれども、そういう方針をとらなかつたのはどういふ理由ですか。

○宮内府委員 お説のように、大嘗祭に要する経費を内廷費で支弁したいかがか、こういう御議論もあったことは承知をいたしておるわけでございしますが、しかしながら、大嘗祭は皇室の行事ではありますけれども、先ほどからるる御説明を

申し上げておりますように、皇位が世襲であることとに伴います一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式としての公的性格があると考えられまして、その費用は宮廷費から支出することが相当である、こういうふうに政府としても昨年の末にそういう見解を示されておりますので、内廷費とそういう支出ということは考えておらず、宮廷費でお願いをいたしたい、こういうふうに思っております。

○山中(判)委員 いずれ大嘗祭の費用を国費から支弁するといふのであれば、官廷費から支出をしなくても即位の礼と同様に総理本府の費用から出しても大同小異といふふうに私は思います。百歩譲って国費を出すとしても、内廷費から出すのがこの大嘗祭の性格からいって当然ではないかと思うからでございます。

の宮殿の設営その他諸行事については、宮内庁の職員が公務員として参加をされるのですか。

○宮内府委員　大嘗祭は皇室の行事ということで行われる予定とされており、宮内庁注進の定めるところにより宮内庁としてはそれを全面的にお世話を申し上げ、お手伝いをしなければならぬ、こういう立場にございますので、そういうことになるわけでございます。

○山中(邦)委員 宮内庁は「皇室関係の国家事務及び政令で定める天皇の国事に関する行為に係る事務を掌り、」これが第一条の規定でございませう。第二条には、細分して、「皇族に関すること。」

「儀式に関すること。」などの記載もございませうけれども、公務員として参加をするというのは、単に大嘗祭の行事を国が手伝うということ以上の公的な行為、国家事務に該当する取り扱いだということに考えますが、どうですか。

○宮内府委員 宮内庁職員がお手伝いすることについての法的な根拠といえますか、そういう点のお尋ねではないかと思うのです。先ほど申し上げましたように、大嘗祭は国事行為ではなく皇室の行事として行う、こういうことであります。

が、宮内庁法では、宮内庁は「側近に関すること」と。とかあるは「儀式に関すること。」こういうことが事務として掲げられております。これは宮内庁法第二条の第八号あるいは第六号でございますが、そういう「側近に関すること。」あるいは「儀式に関すること。」を宮内庁法第一条に規定をいたしております「皇室関係の国家事務」として宮内庁は所掌をしておるわけでございますから、大嘗祭の実施については宮内庁がお世話を申し上げ

る立場にある、そういうふうに考えております。

○山中(邦)委員 「側近に関すること。」の規定のもとに大嘗祭の諸事務を宮内庁の職員の方がなさるとすれば、これは側近という意味合いにおいて私的な行事の性格を意味するのではないのか、「儀式に関すること。」ということになりますと、これは内廷の儀式を意味するわけではないわけで

か、矛盾するお答えではないかというふうに思います。

大嘗祭は、これまでの御答弁の中からも明らかでありますように、神道の形式に従って天皇が主宰して神に対する儀式である。以前はむしろ天皇が神となる儀式だというような観点で見られておったものであり、なおその性格は払拭されていない、むしろ内廷の儀式である新嘗祭の延長上にある。

るといふふうに考えられます。そういうことでありますすと、国事行為でないのはもちろんでありますけれども、同じ理由によりまして、公的品格があるとは到底言えないと思います。護つて国が費

用を出すとしても、これは宮廷費から支出するというのは筋が違っている。内廷費の従前の予算の中から、あるいは特に費用がかさむということで単年度の増額を行うというような形で現憲法の趣旨に合わせる、これこそが大事であるというふ

うに思います。憲法の趣旨を尊重し、かつ在来の伝統を生かすということは単純なことではないわけでありまして、これまでの諸儀式が主権の存在に関連して形が整えられている、これをどう尊重するのか、もつと詰めた立場で検討していく必要

があるというふうに意見を申し上げまして、私の質問は終わります。

〔鈴木(宗)委員長代理退席、委員長着席〕

○岸田委員長 続いて、山口那津男君。

○山口(那)委員 私は、即位の礼、大嘗祭等についてお尋ねするものでありますが、その前提として、次の点を確認しておきたいと思っています。

まず、公明党は、党の綱領で日本国憲法を守る
 ということを規定した唯一の政党であり、象徴天

皇制も是認すると同時に、国民主權及び宗教の自由を初めとする基本的人權を擁護する立場に立つております。私は、日本國憲法のもので生まれ育つた者として初めて即位の礼を迎えるわけでありますが、主權を有する國民の一人として、この憲法の趣旨を最大限に尊重する立場で御答弁をお願いしたい、このように思っています。

及び登極令等に詳細な規定が置かれてあります。が、このたびの即位の礼は、国事行為として行う範囲として、即位礼正殿の儀、祝賀御列の儀、饗宴の儀、この三つに集約されました。この儀式の範囲を定めるに当たって、憲法の趣旨に沿ってどのような点を配慮したのか、具体的に述べていただきたいと思ひます。

○多田説明員 皇室典範の二十四条で「皇位の継承があつたときは、即位の礼を行う」という規定がございまして、その即位の礼というものが具体的にどういふものを指すかということについては、各方面からいろいろの意見がございましたので、準備委員会でも慎重に検討いたしました。そして先生おっしゃったとおり憲法の趣旨に沿って、しかも皇室の伝統等を尊重してという基本路線で各儀式等を検討して整理をしていった結果、この三つは即位の礼ということでも国事行為として行うことに非常にふさわしい儀式だということに判断をいたしました。この三つに具体的に決定させていたということでございます。

○山口(那)委員 その際、旧登極令に細かな規定があるわけですが、それらのすべての儀式のうちからこの三つに絞ったということは、例えば宗教性の伴う儀式等を外したということになるのでしょうか。

○多田説明員 おっしゃるとおり、宗教の問題のほかに現行の憲法から考えるとどうもふさわしくないという性格のものもかなりございまして、そういうものは全部外させていただいたということでございます。

○山口(那)委員 その宗教的性格のほかに、現行憲法のもとでふさわしくないとお考えになった具体的な基準を幾つか述べていただきたいと思ひます。

○工藤政府委員 若干申し上げますと、今首席参事官の方から政教分離原則のお話ございましたけれども、それ以外にも、まず民主主義の原則に反しないかどうかというのが一つございまして、それから、憲法一条に規定してございまして象徴たる

天皇にふさわしいものであるかどうか、こういった基準があるかと思ひます。

○山口(那)委員 次に、さきの御崩御の際の内閣総理大臣の講話にもありますように、天皇陛下におかれましては国民とともに歩む皇室を念願されたい旨が表明されておりますが、即位の礼はその陛下の念願を国民に示される非常に重要な機会であると思ひます。この儀式のほかに何か具体的な方策をお考えでしょうか。

○宮尾政府委員 ただいま御質問にもありましたように、天皇陛下には国民とともに歩む皇室ということを絶えず念願をされておられますので、折あるごとにそのような機会を持つように努められておるわけでございます。

それで、具体的に即位礼等に関連をして何かあるかということの御質問でございますが、今回の一連の行事の一つといたしまして、御質問の趣旨に沿うような意味合いをもちまして一般参賀というものを新しく設けることといたしております。それから、京都、関西方面への御親謁も予定されておりますので、その際、ゆかりのある京都におきまして茶会を催し、関西方面の方々と直接お会いして祝意を受けられ、陛下としても直接おる機会を設けるといふようなことを新しく考えておるわけでございます。

○山口(那)委員 そのほかに、例えばマスコミ等を通して国民に対してお言葉を述べられるような機会はお考えですか。

○宮尾政府委員 一般参賀では当然陛下も参賀においでになられた国民の方々に親しくお言葉をおかけになります。それから茶会等におきましては、これはまだ今後どうするかということでありまして、何らかのお言葉というものはあるものではなからうか、こういうふうな考えられます。そしてそういうものが一般参賀なり茶会に取材にお見えになる報道関係の方々を通じて国民に紹介されるわけでございますので、御質問の趣旨というものはそういう機会を設けることによつて生かされておると思っております。

今、特別の形で何らかの予定がそれ以外にあるかという点については、考えておるのは特段ないわけでございます。これは一つの機会をつかまえてという御趣旨であらうかと思ひますが、陛下のお気持ちというものは今後長い間の陛下のいろいろな機会における国民に対する接触の仕方、お言葉等の中で十分あらわれていくと考えておりますし、私どももそういう意味でいろいろなお手伝いをしたいと思つておるわけでございます。

○山口(那)委員 次に、日の丸・君が代についてお尋ねします。

文部省の学習指導要領で、入学式、卒業式における国旗の掲揚並びに国歌の斉唱を義務づけたと言われておりますが、即位の礼に際して学校行事の中で日の丸あるいは君が代を取り扱うようなお考えはあるでしょうか。文部省の方にお尋ねします。

○近藤説明員 即位の礼につきましては、政府内に設けられた即位の礼委員会において検討が行われていてその承知をしていくわけでございます。文部省といたしましては、政府全体としての方針を踏まえ検討してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○山口(那)委員 入学式、卒業式ですら義務づけているわけですから、象徴天皇制のもとではまさに国旗というものも象徴制を理解させる上で一つの役立つ道具になると思ひますけれども、即位の礼に際して例えば国旗の掲揚等を義務づけることを推進すべきであるという考えもあらうかと思ひますが、この点について文部省はどうお考えでしょうか。

○近藤説明員 先ほど申し上げましたように、即位の礼につきましては現在政府全体として検討しているわけでございますから、文部省におきましても政府全体としての方針を踏まえて検討してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○山口(那)委員 それでは、政府の側としてはこの日の丸・君が代についてどのようにお取り扱いになるか、お考えを聞かせてください。

○多田説明員 祝意の奉表につきましては、成案を得次第閣議決定をして決定をしていくつもりでございますけれども、現在のところ、国の措置としては国旗の掲揚を行う、それから地方公共団体一般においてもこれと同様の方法により協力方を要望するという考え方で検討をしているところでございます。

○山口(那)委員 政府としては、その全体の方針の中で文部省に対して学校教育の場で国旗・国歌を取り扱うように要請するようなお考えはありますか。

○多田説明員 先ほど申し上げたような方針というものを今詰めているところでございまして、具体的にそれをどういふふうにブレイクダウンするところまではまだ検討は進んでおりません。

○山口(那)委員 義務づける用意はございますか。

○多田説明員 現在のところ一般的に祝意奉表を国民に強制しようという考え方はございませんけれども、具体的にどんな呼びかけをしていくかというところにつきましては、これからの検討課題というふうにお考えしております。

○山口(那)委員 学習指導要領で国旗の掲揚並びに国歌の斉唱を「指導するものとする」というふうにこのたび改訂されたわけですが、いわゆる義務づけたというふうにならうと思ひますが、この「指導するものとする」というふうに改めた理由は何かでしょうか。

○近藤説明員 今回学習指導要領の改訂をした趣旨でございますが、世界のどの国におきましても自国や他国の国旗・国歌を大切に敬意を表するということは国際的な常識となっている、かように考えている次第でございます。これからの国際社会に生きる児童生徒が国旗・国歌に対して正しい認識を持ち、それを尊重する態度を身につけることは極めて大切なことと理解しております。

それで、新しい学習指導要領におきましては、そのような資質を育てることを国民として必要とされる基礎、基本の一つとして考えまして、入学式や卒業式において国旗掲揚、国歌斉唱をすべての学校で行うこととしたものでございます。文部省といたしましては今後ともさまざまな機会を通じて国旗・国歌の適切な取り扱いについて指導してまいりたいと考えております。

○山口(那)委員 卒業、入学だけではなくて、社会科の教育の中で国旗や国歌の指導というものはどのようにされるおつもりでしょうか。

○近藤説明員 社会科における取り扱いでございますが、小学校の現行の社会科の第六学年で国旗について指導することになっておりますが、今回の改訂では、第四学年で国土の位置を指導する際に、我が国や諸外国には国旗があることを理解させることも、それを尊重する態度を育てるようにするということも指導してまいりたいと思っております。また第六学年では、国際理解に関する指導の際に、我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗・国歌も同様に尊重する態度を育てるようにならなければならないと考えております。

また、中学校の現行の社会科では国旗・国歌について指導することに触れていないのでございますが、今回の改訂では、公民的分野で、国際社会と平和に関する指導の際に、国旗・国歌の意義並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解させ、それらを尊重するような態度を育てる、こういうふうに変更したところでございます。

○山口(那)委員 今の御意見を伺っていますと、国際化ということが非常に意識をされておりますが、国際社会の中での国旗や国歌の取り扱いというものがこの改訂の主たる理由になっているように感じますが、それでは諸外国では国旗や国歌について教育上どのように取り扱っているのか、文部省にお尋ねします。

○近藤説明員 お尋ねの諸外国の国旗・国歌の学

校段階の指導でございます。必ずしも詳細には承知していませんが、例えばアメリカでは学期中は国旗を掲揚し、一般に毎朝国旗に対してアメリカ国民として忠誠を誓う儀式を行っているようにございますし、国歌は一般に音楽の授業で指導されている、このように承知をしております。また、国旗・国歌の制定、成立について取り扱っている教科書もあるようにございます。それからイギリスにおきましては、普通、国旗は歴史の授業、あるいは国歌は音楽の授業で指導をされておるようでございますし、フランスにおきましては、国旗・国歌はフランスの歴史そのものというところで歴史の授業の中で指導が行われている、こういうような状況にあると承知をしております。

○山口(那)委員 今、アメリカ、イギリスの例を挙げられたわけでありましても、独立国は百六十七カ国あるかと思えます。それら各国の取り扱いについてお調べになった資料というのはあります。

○近藤説明員 学者の先生などがいろいろ調べられた資料もあるようでございますが、私も、今手元に詳細な資料は持っておりません。

○山口(那)委員 それでは文部省以外の役所で、例えばこの日本の学習指導要領の場合は文部省告示という法形式で国旗・国歌を取り扱っているわけでありまして、外国では法的にどのような取り扱いをしているのかお調べになったことはあるでしょうか。総理府、外務省、いかがでしょうか。

○公文政府委員 国旗・国歌の取り扱いについて、各国ではどういった法制をとっておるかということでございます。きょう外務省が参っておらないと思っておりますので、政府部内でどういった扱いになっているか承知しておりませんけれども、私も内閣の立場ではそういう調査について今把握をしております。

○山口(那)委員 学習指導要領では以前は、国旗の掲揚及び国歌の斉唱が望ましいというふうに表現されていたわけですが、それをあえて「指導す

るものとする。」このように改訂をして義務づけたわけでありまして、その理由が先ほどのように国際社会の国旗・国歌の尊重の姿勢というものを配慮したというのであれば、やはり諸外国の国旗・国歌の取り扱いというものを十分な裏づけを持ってこの指導に努めるべきが筋だろうと思うわけですが、今何った限りでは、文部省はもろろんその他の役所でも何らの資料が存在しない、こういうお答えのようでありましても、それでは非常に説得力が欠くのではないかとこのように思われます。その点について政府としてはどのようなお考えになりますか。

○坂本内閣大臣 今役所で各国の細かい事情を調べていないというふうなお話でありましたが、これはお望みならば調べさせて御報告をさせても結構でございます。

しかし、百六十七もあるとおっしゃいましたが、それだけの国、独立国であるならば、自分の国を尊重する、愛すると同時にまた他の国民もみずからの国を大切にしておる、これはもう万国共通の自然の情ではなからうか、私はこう思うがゆえに、一般的にもやはり自分の国を愛する、そうすれば他国の人も自分の国を愛する、そのお互いの気持ちにはもう世界じゅう同じではないかなというふうにも私は考えておるわけでありまして、そういうような意味において文部省が学校においても国旗・国歌を指導しておるのではなからうかなと思えます。しかし、おっしゃるような世界じゅうたぐさんの国があることでございますから、その国々の実情を調べて報告せよといえ、また後刻報告をいたさします。

○山口(那)委員 教育の現場で小中高の児童生徒に対してそういう精神を涵養していくわけでありまして、そのような裏づけあるいは他国の取り扱い等の、尊重する姿勢を養う意味でもぜひとも調査を遂げられて説得力のある御指導をいただきたい、このように思います。

私が国旗・国歌について調べたところでは、十九世紀の自由主義の典型と言われるベルギー憲法

というのがありますが、これは我が明治憲法も非常に影響を受けた、このように言われております。そのベルギー憲法を初め、西ドイツ、フランス、ソ連あるいは中華人民共和国等、憲法上国旗や国歌の規定を置いている、こういう国が多数あるようにあります。日本においてその法的根拠を明確にする、そのような必要性はないでしょうか。

○工藤政府委員 確かに今先生御指摘のように、国旗・国歌につきまして我が国におきましては明文の規定はございません。ただ、明治以来と申しますか、長いこと国民の間で定着してまいりました、それなりに国民のいわば法的確信であるとかいうふうなものにまで高まっていることもございまして、これは前々他の委員会で私の先輩、前あるいは元法制局長官が申し上げたこともございまして、そういうふうな扱いになっております。現在直ちにこれを法制化しなければならぬというふうなところまで考えているわけではございません。

○山口(那)委員 海部総理が先週十三日の予算委員会でも述べたところによりますと、国旗・国歌は歴史、文化、伝統の中に基礎があるのであって、法律があるとかないとかという議論はもうなくなつたんだ、そのような趣旨の答弁をされておりますが、もしそうだとすれば、国によって歴史、文化、伝統が異なるように、この日本の国内においても地域によってこの日の丸や君が代に関する歴史的、文化的、伝統的基礎が異なるのは当然であるように思えます。そこで、このような歴史的、文化的、伝統的基礎が地域によってどのような差異があるのか、調査をされたことがありますか。

○公文政府委員 突然のお尋ねでございますが、現時点で私のところでそういう調査のデータは持ち合わせておりません。残念でございます。

○山口(那)委員 文部省においてこの国旗・国歌の実施の度合いというものを昭和六十年及び平成元年において調査をされたこと伺っていますが、いかがでしょうか。

○近藤説明員 委員御指摘のように、卒業式、入学式における国旗・国歌の取り扱いの状況につきまして、昭和六十年と平成元年にそれぞれ調査をしておるところでございます。

○山口(那)委員 その調査の中で、この地域的な差異というものについて分析はされているのですか。あるいは分析することが可能な調査なんではないか。

○近藤説明員 各都道府県から実情を聞いておりますから、各県別での実施状況の差異というものは私も把握をしております。

○山口(那)委員 そうすると、このたびの学習指導要領は「指導するものとする」というふうに改訂されたわけですが、今のうちに当然に地域的な差異があると考えられる状況の中で、この「指導するものとする」ということの理解をどのように各地方的差異を考慮して取り扱うつもりでしょうか。

○近藤説明員 先ほども述べましたように、今回の改訂の趣旨は、これからの国際社会に生きる子供たちにとって、自国のあるいは他国の国旗・国歌に対する正しい認識とそれを尊重する態度を身につけるということが学校教育において国民として必要なものとして指導すべき基礎、基本の一つである、というふうな理解をしておるわけでございます。今回、新しい学習指導要領の改訂によりまして入学式、卒業式における国旗掲揚、国歌斉唱をすべての学校で行うこととしたしましたのは、児童生徒がこれらの体験を通して国旗・国歌を尊重する心情や態度を育て、国際社会において信頼され、尊敬される日本人の育成を期したものでございまして、したがって、各県、各学校で国旗・国歌についての適切な取り扱いがなされるべきものと考えております。

○山口(那)委員 旭川学テ事件とかいうかつて最高裁判所の大法廷判決が出た有名な判決があるわけですが、その中で中学校の指導要領について判示した部分があります。そこでは「右指導要領の下における教師による創造的かつ弾力的な教育の余地や、地方ごとの特殊性を反映した個別化の余地が十分に残されており、全体としてはなお全国的な大綱の基準としての性格をもつものと認められる」というくだりがあります。そしてこれは、教育に関する地方自治の原則を考慮すべきものである、このように述べられているわけであって、これが、国旗・国歌についての指導に当たって、これらの趣旨を尊重して、先ほど言った地方的差異をどのように考慮するか、改めて答弁を求めます。

○近藤説明員 学校教育は公の性質を有するものでございまして、全国的に一定の教育水準を確保し、全国どこにおいても同水準の教育を受けることのできる機会を国民に保障するということが要請されているわけでございます。このために、国が、文部省が学校教育法に基づきまして学習指導要領を定め、学校において編成、実施される教育課程についての基準を定めているわけでございます。そして、先ほどからる説明を申し上げておりますように、国旗・国歌を尊重する心情あるいは態度を育てていくということは、学校教育において国民として必要な基礎、基本の一つである、というふうな理解をしておるわけでございます。全国どのどの学校においてもこの学習指導要領の趣旨に従いまして適切な国旗・国歌の取り扱いがなされるべきものと考えておるわけでございます。

○山口(那)委員 新聞報道によりまして、ある都道府県の教育委員会では文書で国旗の掲揚、国歌の斉唱を指導する予定だが、歌の方は当分無理であろう、このような調査結果が報道されておりますが、そのような教育委員会に対して文部省はどのように指導されるおつもりですか。

○近藤説明員 詳しく各県の実情をまだ承知をしておりませんが、もしそういう県があるとするれば、国歌の適切な取り扱いについて指導してまいりたいと思っております。

○山口(那)委員 やや観点を交えて、小学生と高校生では発達段階においてかなりの感受性の違いがあると思われませんか、これらの違い

についてどのように御指導されるおつもりでしょうか。

○近藤説明員 先生御指摘のように、小学生と高校生では児童生徒の発達段階には差があるわけでございます。そういうことも十分配慮しながら日ごろから学校教育の展開がなされておるわけでございますが、例えば入学式や卒業式におきまして小学校の低学年の児童が国歌を歌ったり、あるいは上級生などの歌うのを聞いたりすることは、これらの児童に国歌について親しみを持たせることとなるわけでございます。そういう意味で、国歌を尊重する態度を養う上で大切なことでもあると考えて指導しておるところでございます。

○山口(那)委員 「指導するものとする」と改めたことによつて現場で混乱が見られるという報告もあるわけですから、ぜひとも実際の指導に当たっては、そのような地域的差異あるいはその発達段階における感受性の違い等を十分に尊重しながら柔軟な姿勢での指導を望みたいと思っております。次に、大嘗祭についてお尋ねいたします。

大嘗祭の伝統的意義について一度確認をしたいと思っております。いかがですか。

○宮尾政府委員 大嘗祭の伝統的な意義という御質問でございますが、これは日本書紀等にも記述がございますように、古くから大嘗、新嘗という区分は必ずしもその時代はなかったようでございますけれども、大嘗祭というものが御即位に伴って行われておる、こういう記述がございます。それから、奈良時代に入りましては大嘗、新嘗の区別がなされまして、一番最初にその区別が行われて大嘗祭をとり行われたのは第四十代の天武天皇のときからであると言われております。

以来、御即位の都度、皇室にとりましては一世一度の非常に重要な即位儀礼という形で行われてまいりまして、そういう点は貞観儀式等にもきちんという書かれておるわけでございます。そういふ意味からいまして、大嘗祭は皇室で長い間続いてきた伝統的儀式であります、これは一世一度の皇位継承儀礼であると私どもは重く

考えておるわけでございます。

○山口(那)委員 大嘗祭の歴史的伝統に照らして、これは天皇個人に関する儀式という性格が強いのでしょうか、それとも皇室というある意味での集団に関する儀式という色彩が強いのでしょうか。

○宮尾政府委員 これを歴史的にどういふふうに申し上げるかというのはなかなか難しい話かもしれませんが、少なくとも現在の憲法では天皇は象徴的な地位、国民統合の象徴である。そういう象徴的な地位というお立場に立っておられます。古くから皇室が国内的にどういふお立場であったのか、こういうことはいろいろ難しい、難しいといいますが、一口に言うことはできないかもしれませんが、少なくとも、抽象的に申し上げれば今の憲法に明記されているようなお立場にあったと私も考えておるわけでございます。

そういう意味で、天皇個人のことではなくて、御主権になるのは天皇が一人で御みずからなされますけれども、それは皇室にとっても非常に重要な儀式であります、それから現行の憲法のもとにおきまして、あるいは往時のいろいろな歴史的なものをたどってみましても、日本の天皇という意味でそういう行事をとり行われることは大変国家的な意味でも重要なことであつたといふふうに考えておるわけでございます。

○山口(那)委員 この大嘗祭は宗教的な性格を帯びているということが指摘されておりますが、どのような点で宗教的な性格があるとお考えでしょうか。

○宮尾政府委員 政府が昨年取りまとめた見解の中にもその点は記述をしておるわけでございますが、大嘗祭の中心的な儀式としましての大嘗宮の儀というものは、陛下御みずからその年とれました新穀を皇祖、天神地祇にお供えになり、また、御みずからも召し上がって、そして安寧と五穀豊饒を感謝する。そういう儀式の趣旨、形式等からいまして宗教上の儀式としての性格を有することは否定しがたい。こういうふうに言われ

ておるわけでございます。

○山口(那)委員 その際、宗教的な儀式というその宗教というのとはどのような御理解をしておられますか。

○宮尾政府委員 これは皇室の伝統的な方式によりまして行われてきておるものでございまして、皇室におきましてはいろいろな祭祀を日常行っておられますし、事あるごとに皇室の伝統的な方式によりまして行っておられるわけでございす。大嘗祭もそういう意味では皇室の伝統に従った儀式のやり方で行われるだろうと理解をしておるわけでございます。

○山口(那)委員 その皇室の伝統的な方式というのは、神式で行うことを指しているわけですか。

○宮尾政府委員 いわゆる神式というのは、私どもそういう学術的な素養も十分持っておりませんし、問々世の中には誤解を招くような使い方もありますので注意をしなければならぬと思ひます。大きく分けて仏式とか神式とかキリスト教の方式とかいろいろな方式というのがあると思へば、そういう大きな意味での神式という考え方による方式であると言つて差し支えないと思ひます。

○山口(那)委員 天皇が現人神とされた旧憲法のもとでは、学校教育の現場で、アマテラスオオミカミと天皇が御一体とありあそばさす御神事であつて、我が大日本が神の国であることを明らかにするものである、このように修身の教科書には書かれてあつたわけですが、この大嘗祭というものはアマテラスオオミカミと天皇が御一体となる神事である、このように理解していいわけですか。

○宮尾政府委員 昭和十八年から終戦までの国定教科書にそのような記述があるということは私も承知をしておるわけでございますが、それをちよつと調べてみましたところ、これこそ実にオオミカミが天皇と御一体におなりあそばさす御神事であつて、我が大日本が神の国であることを明らかにするためというふうに書いてあるわけですね。昭和十八年から終戦までというのは日本にと

つても非常に大変な時代でありまして、そういう中で、我が国は神の国だというようにすることで戦意高揚を図つたという特殊な事情によつてそういう記述がなされておるものではないかというふうに思ふわけでございます。

天皇が神と一体となる儀式であるとか、神性を得る儀式であるかといういわゆる説、考え方を大嘗祭に關してはとられてゐる向きがありますけれども、私も私ども理解しているところでは、大嘗祭は、何度となくと申し上げるようでございますが、天皇が御即位の後、初めて大嘗宮において、新穀を皇祖、天神地祇にお供えになつて、御みづからもお召し上がりになる、そして皇祖、天神地祇に對して安寧と五穀豊穡などを感謝されるときに、今後とも国家国民のために安寧と五穀豊穡などを祈念される儀式というのが正確な理解であると思つておりました。その式次第とかお告げ文等を先例等で見ても、そこには神と一体となる点とか神性を得るとかいうことを見受けられる点はないと思ひます。したがらして、宮内庁としてはそのような説には賛成いたしかねると思ひます。

○山口(那)委員 大嘗祭が伝統的な皇室の姿に照らして行われるわけでありまして、先ほどの修身の教科書の神事であるという記述はその時代の特殊な理解であつて、現行憲法のもとでは皇室の伝統というものはそのような神事という側面を含まない、このように理解するわけですか。

○宮尾政府委員 戦争中の教科書の記述で特殊な事情によるものと私が申し上げておりますのは、我が大日本が神の国であることを明らかにするためにそういうことが行われるということが書いてあるわけですね。まさに日本は神国であるという意識高揚を盛んに図つた時代の特殊な考え方であらうと思ひます。

それで、神と一体になるという説は、私自身も専門外でこんなことを申し上げてはいかかと思ひますが、いろいろな学説等をたどつてみますと、折口信夫さんがそういうことを昭和の初頭に

「大嘗祭の本義」というものに記述をされて、大嘗祭というものはそういうものと一定の方々が唱えておられる。ところが、これについては、専門の学者の中でも、そういうことは全くない、折口さんが私人としての発想からそういうことを申されたのだということを最近の国学院の雑誌等に掲載されている先生もあるわけですね。ですから、そういう意味で、特殊な学説で、これは完全に定着をしてゐる学説ではないと御理解をいただきたいと思ひます。

それから、神事をするのではないかということでございますが、先ほど申し上げましたように陛下が安寧と五穀豊穡を皇祖並びに天神地祇にお祈りをするということでありまして、お祈りをするということはいわゆる神事的なことだと言われればそれを否定することはできないと思ひます。

○山口(那)委員 学説のせんさくはともかくとして、私が一番聞きたいことは、天皇が神になるという側面を含むのかどうか、この点なんです。もう一度はつきり言つてくだされ。

○宮尾政府委員 我々の立場と天皇陛下の立場を単純に比較していいかどうかはわかりませんが、私も、我々も神様にお祈りをする、仏様に手を合わせるということがいろいろ折々にあるわけでございます。それから、我々が農民であればこゝしの五穀豊穡を祈ることはいろいろな形であらうと思ひます。そういうことがありますが、それによつて大嘗宮の諸儀式の中に、天皇が神になるんだ、陛下が御みづから神様になるんだ、そういうことが見受けられる部分はないというふうに私も考へておるわけでございます。

○山口(那)委員 それでは、憲法二条で世襲を規定しておりますが、これは大嘗祭を当然に予定したものと理解していいですか、それとも大嘗祭は憲法の枠外のものだと理解していいですか。

○工藤政府委員 大嘗祭が憲法二条で書いてございます世襲というのに非常に結びついてゐるというところは事実だらうと思ひます。

ただ、いわゆる皇室典範におきまして、先ほどもお話ございましたけれども、これは二十四条「即位の礼を行ふ」というふうに書いてございまして、「皇位の継承があつたときは、即位の礼を行ふ」ということは国事行為たる儀式として即位の礼を行ふことを予定したものと考へておりますが、大嘗祭の中核は、今も宮内庁次長からお話がございましたように、大嘗宮において天皇が皇祖及び天神地祇に安寧と五穀豊穡を祈念されたいふふうなこともございまして、そういう趣旨、形式等から宗教上の儀式としての性格を有するんだ、そういうことは否定できないであらう。したがつて、大嘗祭を七条で言う国事行為として行つたと思へば、やはり憲法の二十条三項に言う宗教的活動を国が行ふということになるのではないか、そういう疑いはなお消し切れませんので、そういう意味で大嘗祭を国事行為として行ふべきではない、かように考へてゐるわけでございす。

○山口(那)委員 大嘗祭をとり行う費用を宮廷費で支出するということですが、これは憲法二十条三項及び八十九条の趣旨と調和するのでしょうか。

○工藤政府委員 ただいま申し上げましたように、大嘗祭は、皇位の継承があつたときは必ず行される、一世に一度の儀式として古来から行われてきた、極めて皇位継承に結びついたあるいは皇位の世襲制と結びついた、即位に伴う儀式の一環である、こういうことだと思ひます。そういう意味で、いわば皇位とともに伝わるべき由緒ある儀式、こういうふうに性格づけられるだろうと思ひます。

皇位の世襲制、先ほども御指摘のように憲法二条にございまして、そういう世襲制をとる日本国憲法のもとにおきまして、その儀式の挙行について国として関心を持つ、人的あるいは物的な側面からその挙行を可能にするような手だてを講ずる、こういうことは当然であらうと考へられます。そういう意味で、大嘗祭は公的性格があるというふうなことを従来から申し上げてきてゐるわ

けでございませう。

ただ、大嘗祭が宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは今申し上げたように否定できないわけではございませうけれども、例えば津の地鎮祭判決などに照らしましても、大嘗祭は皇室の行事として行われるものでございまして、国の機関の行事ではない。それから、その挙行のために必要な費用は、今申し上げたような大嘗祭の公的性格に着目いたしまして、宮廷費あるいは一部は宮内庁費から支出されるものでございませう。そういう意味で、その支出の目的が宗教的意義を持たない。いわゆる津地鎮祭で言われます目的・効果論に照らしまして、支出の目的が宗教的意義を持たない、また特定宗教への助長、介入等の効果、その効果を有する行為を行うことになるとも言えない。そういうことで、国がこういうような面で

かわり合いを持ちましても、大嘗祭のための費用を公金から支出するということは憲法二十三条三項の宗教的活動を国がするということにはならない、また、そういうような公金の支出というものは、津の地鎮祭判決等に照らしましても憲法八十九條が禁止いたします宗教上の組織、団体に対するものというふうには言えないと思ひます。憲法八十九條の面からも問題はない、かように思っております。

○山口(那)委員 少なくとも法的な理解からすれば、世襲というものは血のつながりということ規定しているわけであつて、当然に即位の儀式とそれに伴う大嘗祭までも予定しているものと理解するのは困難だと思ひます。また、憲法及び皇室典範二十四條に照らして言へば、皇位の継承というものは即位の礼に限られるわけであつて、法律上は大嘗祭というものはそのうち外にあるというふうな理解すべきであらうと思ひます。

その上で、この大嘗祭は公的性格があるというふうな盛んに述べられておりますが、公的性格があるなしということは、例えば私的な事柄として内廷費で賄うにはそぐわないという趣旨で述べたのであればそれは理解できますけれども、大嘗祭

に国が宮廷費をもつてお金を出すということは、まさに国家と宗教とのかわり合いが否定できないわけ、それを合憲的にし説明をするとなれば、もつと説得力のある理由を考える必要があるかと思ひます。

そこで、先ほどおっしゃった津の地鎮祭の事件の判決であります、原則的に行政当局としてはこの判決の意義をどのように理解されてい

○工藤政府委員 津の地鎮祭判決につきまして、いわゆる憲法の二十三条あるいは八十九條、八十九條については比較的触れるところが少ないわけでございますが、そういう意味でその解釈の基準になるもの、かように考えております。

○山口(那)委員 行政府としてもその基準を尊重するということお立場かと思ひますけれども、いわゆる目的・効果説と言われて先ほど述べたになりました。これは非常に抽象的な表現であつたわけですが、大嘗祭とかかわり合いにおいて具体的にその目的及び効果についてもう一度述べていただきたいと思ひます。

○工藤政府委員 今の御質問でございませうが、具體的に申し上げますと、まず第一に大嘗祭は皇室の行事として行われるもので、国の機関の行為ではないということでございます。その挙行のために必要な費用というものは、大嘗祭が皇位の世襲制と結びついて、一世に一度の儀式として古来から皇位の継承があつたときは必ず挙行される、こういうことで行われてまいりました極めて重要な儀式である、そういう面に着目して、宮廷費からあるいは一部は宮内庁費から支出をいたしまして支出をするものではないかということが一つでございます。そういう意味で、目的・効果論のうちのまず目的の部分でございませう。

それから効果としまして、これが特定宗教への助長、介入という津地鎮祭判決で述べておりますようなそういう効果を有することになるとは到底言えないであらう、かように考えているわけ

でございます。

○山口(那)委員 今の御答弁は非常に抽象的であり、物納にきくわけでありませうけれども、大嘗祭が人的、物的な一体の宗教的性格を帯びる儀式として行われる以上、それを経済的に支えるということには、その目的において宗教的意義を持つことになりませうか。また、その効果において、特定の宗教かどうかはともかくとしても、それが宗教的儀式にかかわる、それを支持する人々に対してその援助、助長の感覚を覚えさせ、また、他の信仰を持つ人に対して圧迫感を覚えさせる。現に多数の宗教団体でこの大嘗祭の宮廷費支出については反対を述べているところもあるわけですが、その点について、今のような御答弁では到底納得しがたいものがあると思ひますが、いかがで

○工藤政府委員 地鎮祭判決のその部分でございませうけれども、「憲法二十三条三項は、一國及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と規定するが、ここにいう宗教的活動とは、前述の政教分離原則の意義に照らしてこれをみれば、およそ國及びその機関の活動で宗教とかかわり合いをもつすべての行為を指すものではなく、そのかわり合いが右にいう相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであつて、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきである。」というふうなことでございまして、私どもはこれに照らして、「かわり合いをもつすべての行為を指すものではなく、そのかわり合いが右にいう相当とされる限度を超えるものに限られる」といふことが右にいう相当とされる限度を超えるものに限られるといふべきであつて、「いふこと」で目的・効果論を解釈しているわけでございます。

○山口(那)委員 時間が少なくなりましたので、もう一点だけ伺ひます。

宮中三殿、これは皇室の私有財産として理解され、皇室経済法における「由緒ある物」、こういうふうな理解されているようですが、この宮中三殿

の修繕あるいは建てかへ、この費用はどういう費目でお出しになるのですか。

○宮内府政府委員 宮中三殿は皇室御所有の財産であります、先生おっしゃったように、皇室経済法第七条に定める「皇室とともに伝わるべき由緒ある物」、こういう特殊な性格もあるわけでございます。したがって、皇室が御所有の財産であるからありませう、皇室が御所有の財産であるといひましたけれども、皇室経済法に特に「由緒ある物」として規定をされておるといふ意味におきまして公的な色彩を持つ財産というふうな考えられますから、建てかへということまでは申せませんが、その保存上必要な修繕等については宮廷費からこれを支出できると考え、また、そういうふうなことをいたしておるわけでございます。

○山口(那)委員 この宮中三殿の中に神殿というものもあるわけであつて、やはりお金を出すということは宗教とかかわり合いを否定できないわけですが、この点についても先ほどの目的・効果説のようない御説明をされるわけですか。

○工藤政府委員 さうでございます。

○山口(那)委員 それでは最後になりますが、天皇陛下といへども私生活の部分では信教の自由を当然享受されるわけでありまして、また、主権者である国民各位も同様であると思ひます。これらの行事の挙行に当たつては、そうした国民とともに歩む皇室を標榜されるわけですから、この信教の自由に対して十分な配慮をした上で行つていただくよう要望して、私の質問を終わります。

○岸田委員長 続いて、三浦久君。

○三浦委員 私は、大嘗祭の問題について御質問をいたしたいと思ひます。今まで予算委員会でも質問をいたしておりましたが、前の質問者の質問を聞いておりませんので、重複するかもしれませんが、それと併せて、重復するかもしれないと思ひます。もともと大嘗祭というものは、天皇が皇祖から統治権を継承して皇位につく際にアマテラスオオミカミなどを祭る宗教上の儀式であつて、現憲法の立場とは全く相入れないものであると私は考へて

おります。戦前の旧皇室典範には第二章の「踐祚即位」の中に大嘗祭の規定がありました。しかし、戦後制定された現行の皇室典範からは踐祚の際の神器の継承などとともに大嘗祭の規定を廃止されたのです。

その理由について、法制局長官は、四月十三日の予算委員会では我が党の東中委員の質問に対し、単に法体系が変わっただけ、こういうふうには言われませんでした。しかし、私は、それだけではないだろうと思います。根本的には、現憲法が施行され、それまでの主権在君から国民主権となった、政教分離などの民主的な規定が設けられたためにそれに反する諸規定が廃止されたということ、またそういうものが規定できなかったということだと私は思いますが、いかがでしょうか。

○工藤政府委員 四月十三日の予算委員会におきまして、私は登極令についての御質問をいたしましたが、登極令につきましては、これは旧憲法下の法律とは異なる法体系に属する、いわば独立した官務法の体系に属する、したがって、その内容が新憲法の規定に違反するものかどうかにかかわらず、およそ法体系自身が認められなくなったこととで一律に廃止された、したがって、旧皇室典範あるいは旧登極令に規定されていた内容がすべて現行憲法に違反するということになるわけではなくて、現行憲法に違反しているかどうかは、その内容ごとに具体的に判断する必要がある、かようにお答えしたわけでありました。

○三浦委員 それではお尋ねいたしますけれども、旧皇室典範に規定してありました踐祚の際の神器の継承また大嘗祭の規定、これは、いわゆる国民主権、政教分離を決めた現憲法のもとで、皇室典範に規定をすることができのでしょうか。

○工藤政府委員 まず踐祚という言葉自身がなくなりました。もう御承知であろうと思いますが、現在ございますのは「皇位の継承があつたときは、即位の礼を行う」ということでございまして、「即位の礼」の中にいかなるものが入るか、これは当然憲法の七条の国事行為を予定したものと

思いますが、それに含まれるかどうかは当然、先ほど申し上げました新憲法の政教分離原則あるいは天皇の象徴たる地位あるいは国民主権原則、こういうものを判断して行われるべきものと考えております。

○三浦委員 大嘗祭の規定を皇室典範の中に規定することができのでしょうか。

○工藤政府委員 大嘗祭につきましては、まず先ほどから問題になっておりますように「趣旨・形式等からして、宗教上の儀式としての性格を有する」と見られることは否定することができず、また、その態様においても、国がその内容に立ち入ることにはなじまない性格の儀式である、「こういう位置づけをしているわけではございません。国事行為として行うことは困難である、かように考えております。

○三浦委員 国事行為として行うかどうかということを開いているのではなく、現憲法の下位にある法律である皇室典範に規定することができるとかどうかと聞いているんだから、質問にそのまま答えないとだめじゃないですか。もういい、そんなこと規定できないに決まっているんだから。

それで、今あなたたちが行おうとしている大嘗祭というのは、法的根拠が全くないだけでなく、国民主権また政教分離を決めた憲法の趣旨からして公的には絶対に行つてはならない儀式であると私は思っております。

政府は昨年十二月二十一日、「即位の礼」について二番目に「大嘗祭について」、一定の見解を発表されておられますね。

「大嘗祭について」はいろいろあつて、全部読むと長いから、ちょっと見ておってください。「天皇が皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊饒などを感謝されるときに、国家・国民のために」云云、こうあるのですよね。この皇祖と天神地祇というのは何ですか。

○宮尾政府委員 お尋ねの皇祖というのはアマテラスオオミカミでございます。それから天神地祇とは、まず天神とはいわゆる天つ神をいうという

ことでございまして、地祇とは国つ神という意味であると言われております。したがって、天神地祇というのは天つ神と国つ神という意味ですべての神々、通俗的な言い方をすればやおよぎの神々というふうに理解をいたしております。

○三浦委員 そうすると、大嘗祭というのはアマテラスオオミカミや、やおよぎの神に感謝をささげるといふ儀式なんですね。政府はこの大嘗祭について、この十二月の見解では「この趣旨・形式等からして、宗教上の儀式としての性格を有する」と見られることは否定することができず、「云云」「国事行為として行うことは困難である」という非常に回りくどい言い方をしている。宗教的儀式であるというふうには言っていない。宗教上の儀式としての性格を有するとは否定することができず、言い方が非常に回りくどいので、何でこんな言い回しをしなければならぬのだらうかと思つて私も相当頭をひねつてみたのですがよくわからない。それで端的にお尋ねいたしますけれども、大嘗祭というのは宗教上の儀式なんでしょうか。

○宮尾政府委員 法律の専門家ではありませんので、少し粗雑な御答弁になるかもしれませんが、大嘗祭につきましては、その政府のまとめた見解の中に述べておりますように、農耕儀礼といふすか農耕民族である日本古来の収穫儀礼といふような民俗的な立場からの考え方もありますし、あるいは皇位継承儀礼であるとかいろいろありますが、五穀豊饒を感謝して、あるいは国民の、国家の安寧のために神に祈る、こういう意味においてはいわゆる宗教上のものであるかないか、こういうような観点から見れば、それは宗教上の儀式としての性格を持つことは否定できないというふうなところでは述べておるわけではございます。政府の見解というのは、国事行為とすることができず、判断をしておるわけではございまして、そういう意味において、そういう宗教上の儀式としての性格を有することは否定できない、こういう

ところで判断をいたしておるわけではございます。○三浦委員 あなたたちが一体宗教上の儀式と見ているのかどうかということをお聞きしたい。ききさなければいけないのです。まあいいでしよう。宗教上の儀式と見られることは否定できないというのです。じゃ、その宗教というのはどういう宗教ですか。いっぱいありますね、宗教というのは。キリスト教もあれば、マホメット教もあれば、そして仏教もあれば、いろいろあります。どういう宗教ですか。

○宮尾政府委員 宗教上の儀式であるかないかというところは、やはりいろいろ典型的なそういうものと、この大嘗祭が持ついろいろな性格、意味といふものを踏まえて正確に判断をしなければいけないといふふうに思っているわけではございます。が、そういう意味で、そういう性格を有するといふことは否定できない、こういうふうな考え方をしておるわけではございます。

どういふ宗教か、こういうお尋ねにつきましては、それは皇室が皇室独自のいろいろなお祭り、祭祀といふものを行つておるわけではございます。これの性格といふんです。どういふことかといへば、皇室独自のそういう伝統的な方式のものであるといふふうに言わざるを得ませんが、例えば今のうちに、仏教であるか、キリスト教であるか、神道であるかといふような大きな分類からいけば、それは神道といふ大きな中に入つて、こ

ういふふうにお尋ねをいたします。○三浦委員 端的に結論の部分だけ言つていただければいいのですけれどもね。でないと時間がながいものですから、失礼ですが、よろしくお願ひします。

そうすると、皇位を継承するに際してアマテラスオオミカミや、やおよぎの神に感謝をする宗教上の儀式といふことになるわけですが、このよ

うな宗教上の儀式に国の公金を支出していいのかどうか。憲法第二十条は、国はいかなる宗教的活動もしてはならないといふふうに規定しておりますけれども、これに違反をしているものではござ

いせんか、法制局長官。

○工藤政府委員 先ほどもお答えしたところでございませうけれども、大嘗祭の意義、性格づけというところから見まして、大嘗祭は皇位の継承があったときは必ず行われるところの一世紀一度の儀式であり、古来から行われてきた極めて重要な儀式であるというふうなことを申し上げました。そうして、皇位の世襲制をとる日本国憲法のもとで、その儀式について国として関心をもち、人的、物的側面からその挙行を可能にする手だてを講ずることは当然ということと考えられております。そういう意味でいわゆる公的性格がある、かように考えているわけでございします。

今の御質問は、多分、津の地鎮祭の判決等からのお話もあろうかと思うのですが、やはりあそこでは、かわり合いを一切許さないとするものではなく、その相当の限度を超えるもの、こういうふうな表現が、先ほど申し上げたところでございします。そういう意味で、皇室の行事として行われるものでございまして、国の機関の行為ではない、あるいはその挙行のための費用は、今申し上げましたような大嘗祭の公の面、公的な面に着目して支出するものであるというふうなことから見て、先ほどの津の地鎮祭判決の目的・効果論、こういうものから見まして決して憲法の二十三条三項あるいは八十九条に違反するものではない、かように考えております。

○三浦委員 これは即位の礼に際して必ず行われているものだというのは歴史的な事実と反しますね。それは官房長官、どうですか。

これを決めた後の記者会見で石原副官房長官は、「確かに大嘗祭をやらなかつた時期もあるが、これは皇室が経済的に困窮していた時期で、やる余裕がなかったということであり、そうでない時は大嘗祭をやるのが伝統になっている。」というように答えておられます。ですから、歴史的にはやらないのが何百年も続いているのです。ですから、こんな大嘗祭などという儀式をやらなかつた皇位の継承には何の関係もないこととなる

です。それは一言言っておきます。

今の津の地鎮祭の目的・効果論、この問題をあなただけ援用されて、そして違憲ではないと言われましてけれども、私も調べておりますよ、津の地鎮祭の判決は。

この判決はこういうことを言っているのです。確かに国家と宗教のかかわり合いを全く否定するものではなく、そのかわり合いをもたらし行爲の目的及び効果にかんがみ、そのかわり合いが信教の自由の保障の確保という制度の根本的目的との関係で相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないものと解すべきである、こう述べております。そして、続いて、国が禁止される宗教的な活動というのは、当該行為の目的が宗教的な意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長ないしは圧迫等々になるような行為をいうと解すべきだ、こういうふうに述べております。

その上に立つて、この津市の地鎮祭の問題について、最高裁は、宗教とのかかわり合いを持つものであることは否定できないが、その目的が工事の安全を願ひ、社会の一般的慣習に従った儀礼を行うという専ら世俗的なものと認められ、その効果は神道を助長し他の宗教を圧迫するものとは認められないから、憲法第二十条で禁止されている宗教的活動に当たらないというものであったのです。それで、どうですか。

○工藤政府委員 今おっしゃいましたところでございしますが、同じく津の地鎮祭判決でございします。「ある行為が右にいう宗教的活動に該当するかどうかを検討するにあつては、当該行為の主事者が宗教家であるかどうか、その順序作法が宗教の定める方式に則つたものであるかどうか、当該行為の外形の側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従つて、客

観的に判断しなければならぬ。」というところでございします。

○三浦委員 私、広辞苑を引いて、見てきたのですよ。そうしたら、「大嘗祭」というのが出ていましたよ。これはいわゆる天皇の即位に伴う最大の神事である、神事の最大のものであると書いてあります。なぜですか。それは国家権力が挙げてやるからですよ。だから最大の神事なんですよ。これは、いいですか、最大の神事。この最大の神事と書かれている宗教的な儀式に公金を支出する目的は何ですか。今の津の地鎮祭の目的・効果論に照らして、目的は何ですか。

○工藤政府委員 その目的は、先ほどの繰返しになりますが、やはりこのように過去からずっと伝承されてきたそういう一世に一度の皇位継承に伴う儀式、それを国として象徴天皇がやられるについて、公的な側面があるので、それを人的、物的側面からお手伝いをする、こういうことでございします。

○三浦委員 それは理由をあなたが言われただけで、目的は、このあなたたちが書いた「第二大嘗祭について」一、意義「二、儀式の位置付け及びその費用」のところに書いています。要するに、「その儀式について国としても深い関心を持ち、その挙行を可能にする手だてを講ずる」その目的なんですよ。そうすると、皇室の宗教的な儀式、個人的儀式ですよ。そういう宗教的な儀式を円滑に挙行できるように金を出す、これが目的です。そうすると、その金を出す目的、というのは、まさに宗教的な意義があるじゃないですか、あなた。宗教的意義そのものでしょう、金を支出するということは、宗教的な儀式を円滑に挙行するために金を出すのだから、その金を出すということは宗教的意義があるというのが常識じゃないですか。それが、意義がないとか宗教的意義を持たないなんて、そんなことがどうして言えるのですか。

○工藤政府委員 たびたび津の地鎮祭判決を引用して恐縮でございしますが、例えば津の地鎮祭判決

の中でも「例えば、特定宗教と関係のある私立学校に対し一般の私立学校と同様な助成をしたり、文化財である神社、寺院の建築物や仏像等の維持保存のため国が宗教団体に補助金を支出したりすること」も「もしもそういう分離を完全に貫こうとすれば「疑問」とされるに至り、」というふうな部分もございまして、例えば神社、仏閣等に対して、その文化財の面に着目して補助金を支出したりというふうなことは当然許されるということでございます。

○三浦委員 それは詭弁ですよ、あなた。そんなばかげた答弁がありますか。いいですか。私立学校振興助成法とか文化財保護法というのは、そんな特定の宗教をどうこうするということ、そういう法律じゃないでしょう。憲法第十四条の法のものと平等に基づいて当然なことじゃないですか。例えば私立学校にいろいろな助成をする、その私立学校の中にたまたまミッションスクールがあつたとか、仏教大学があつたとかいう場合に、そういうミッションスクールに、じゃ私学助成をやつた、仏教大学にやつた、そういうことまで禁止していいというのには当たり前のことじゃないですか。それは法のものと平等ですよ。社会生活上だれでも同じように享受できるような、我々国民がだれでも享受できるようなことは、宗教団体であろうと特定の宗教の信徒であろうと、そういう利益を享受できるといふのは当たり前のことじゃないですか。そんなことを理由にして大嘗祭を正当化しようなんというのとはとてもない話だ。

文化財保護法だってそうですよ。六法全書を私、ちゃんとここに持っている。あなた専門家だから一々読み上げませんけれどもね。これは歴史の上または芸術上価値の高いものを保存するということが主たる目的でしよう。それからまた、日本人としての昔の伝統的なさまざまな生活、そういうものを保つために必要なもの、そういうものを保護しているというのであつて、仏像を保護するためのものじゃないのですよ、あなた。たまたまその中に仏像が入っている、それは文化的な

価値、芸術というものを保存するという普遍的な目的を持ってこういう法律がつくられているんだ。それを大嘗祭などという、全く皇室の行事でしよう。そういう大嘗祭などというものを金を出すことと全く意味合いが違うこととぐらいい、あなたわかりませんか、どうですか。

○工藤政府委員 私、そういう意味で今の大嘗祭には公的品格があるというふうに申し上げたわけでございます。

○三浦委員 全然それは答えになっていないじゃないですか。じゃ、公的な側面がちょっとびりでもあれば、それで公金を出していいということですか。主たる側面は何ですか。大嘗祭の主たる側面は宗教的な行事じゃないですか。宗教的な儀式じゃないですか。

文化財保護法は、主たる側面は文化財の保護です。私学振興法の場合には、私立学校の援助なんです。これが主たる側面なんです。その主たる側面と従たる側面というものを全く混同して、そしてその大嘗祭を正しいものだ、大嘗祭に公金を出すことが正しいことだと言っていることは許されないことですよ、そんなことは。あなたも法律家であつたら、ちょっと恥ずかしい感じがするんじゃないですか、どうですか。

○工藤政府委員 どうも委員のおっしゃられるところと私、必ずしも立場を同じくしないわけでございますけれども、先ほど文化財保護のお話を申し上げましたけれども、例えば仏像が文化的に価値があるということで、その文化的側面に着目して支出をする、仏像は仏像でございますが、その日本が昔から維持保存してきた仏像というものの文化的な側面に着目している、こういう意味でございますまして、私は別段、委員のおっしゃるような趣旨で理解できません。

○三浦委員 いや、文化財保護法というのは仏像だけを保護するのですか、そうじゃないでしよう。芸術的に価値のあるもの、また歴史上価値のあるもの、そういうものすべてを保護していくんですね。その中にたまたま仏像が入っているという

場合もあります。それはそうでしょう。そういうものと、その宗教的儀式そのもの、そして最大の神事と言われているそういう宗教的な儀式に対して国の金を出すということとは全く異なった性格の問題じゃありませんか。そんなことはちょっと区別を判断してもらわないと困りますよ。時間がなくなってきたようですから次に移ります。

あなたたちもこれを参考にされているようですね。「別冊歴史読本」これに「大嘗祭：大嘗宮の儀」というところがあります。ここに主基殿とか悠紀殿とか回立殿とかいろいろ建物を建てるそうですね。この建物はどこに建てて、費用は幾らぐらいくかるのですか。

○宮尾政府委員 大嘗祭を行う場合の大嘗宮をどこにつくるかということですが、皇居内ということとでございまして、具体的には皇居内の東御苑に予定をしておるわけでございます。

大体の規模としましては、いろいろな建物がありますのであれですが、全体の総床面積は三千三百平方メートルぐらいになろうかと思っております。これは当然参列帳舎とかそういうものを含めての数値でございます。

大嘗宮そのものの設置費につきましては約九億円余というふうに一応考えておるわけでございます。

○三浦委員 主基殿とか悠紀殿、こういうものは何日間ぐらい使うのですか。使った後はどうするのですか。

○宮尾政府委員 悠紀殿、主基殿におきましてはそれぞれ儀式が行われますが、悠紀殿の儀は十一月二十二日、主基殿の儀は十一月二十三日というふうに予定をいたしておるわけでございます。

使った後どうするかということでございますが、これは大嘗祭の場合の長いしきたりといいますが、何分大嘗宮の建物というのは極めて質素なものが本来であります。そしてそれは皮つきであるとか生のものを使う、こういうことが伝統となっておりますので、それを長期間、何らかの違う形で使用するという

ようなことには耐えがたいものでございまして、これは伝統的なやり方といたしまして焼却あるいは取り壊しというようにすることにするのがこれまでのしきたりでございます。

○三浦委員 九億円もかけてわざわざつくる。そしてそれは別に皇位継承の要件でもない。それに我々の税金をつぎ込む。九億円ですよ。そして一晩で消えてなくなってしまう。こんな税金のむだ遣いはないと私は思うのです。

大体、そういうことまでして何で天皇を賛美しなければならぬのかということとは私は問題だと思ふ。今は主権者は国民なんです。天皇は何ら政治的な権能を持たない象徴にすぎないのです。そして、そういう天皇制とか君主制というのは世の中が発展するに従ってだんだんなくなっているんです。減少しつつあるというのが現実です。

私、ちょっと調べてみましたら、今世紀の初めには、共和制下で暮らしていた人々は人口の二一%にしかすぎませんでした。あとはみんな八九%が王制で暮らしていたのです。ところが現在はどうなっているかといえますと、君主制が残存しているのは人口のわずか八%です。一億以上の人口のある国で君主制をとっているという国は日本だけでしょう。そういう意味で、そういう世界の趨勢というものも考え、また、天皇の憲法上の地位とも考えて、それにふさわしい即位の礼並びに大嘗祭をやるように強く要望して私はこの質問を終わりたいと思ひます。

○岸田委員長 続いて和田一仁君。

○和田(一)委員 昭和から平成にかわり、今上陛下になつてからの即位の礼が行われることになりました。その即位の日を休日にしよという法案でございますけれども、これにはほとんど国民は異論はないと思つております。ただ、即位という大変な行事の中で支出されるいろいろな費用あるいは持たれた方に対して今まで議論が続いてきたと思うのですが、私もいろいろなことを伺いたいと思

いながらも与えられた時間が少ないので、簡単に陳いお答えいただき、今国民が考えている疑点を明らかにしていきたいと思つております。

初めに、この即位という行事に対して、私はこれは皇位継承の儀式として必要な儀、即位の礼、大嘗祭という一連の儀式が全部終わらないと皇位の継承にはならないと理解しておりますが、それでよろしいのでしょうか。それとも即位の礼があれば日本の皇位は継承された、そう思つてよろしいのか。この三つがなければ皇位は継承されないんだ、三点セットだと言ひ方はおかしいですが、儀の儀から始まって、即位の礼を行い、そして最後に大嘗祭という儀式を経て初めて日本の皇位は継承された、完了された、儀式が終わったと認識していいのか、それとも即位の礼だけあればいいのか、その辺の御見解をお伺ひいたします。

○多田説明員 「即位の礼を行う」というふうに法律には書いてございます。したがつて、法律で行わなければならないとされているのは即位の礼だということに理解をしております。

○和田(一)委員 官房長官、国政を担う大事な立場で、特に内閣の重要な地位におられる方として、こういう国事行為として大変大事な皇位継承というものを、これは今法律で決められているのは即位の礼だけ、しかし伝統行事は大事にするんだということのを再三再四さつきから伺つております。そういう中で、法律で決まっているのだから即位の礼だけでよろしいと思ひますか。

○宮尾政府委員 宮内庁としての考え方を申し上げますが、先ほど御答弁のありましたように法律的には確かに即位の礼というものが規定をされておりますが、これは法律制度のことでありまして、宮内庁としては大方の国民感情といひますか、あるいは日本の長い伝統の中で、あるいは皇室の伝統の中でやはり即位の礼を挙げられ、いわゆる踐祚という言葉はありますが、お代がわり直後の剣璽等承継の儀、朝見の儀というものが直ちに行われたわけでございます。そして、さらに

皇室典範に規定があります即位の礼というものがこれから国事行為として行われますけれども、やはり長い日本の伝統あるいは皇室の伝統といううなものから見ますと、大嘗祭というものは皇位継承儀礼として行われてきておるといふ実績がありますから、そういう伝統に照らしても、あるいは大方の国民の感情といえますか、そういう考え方に照らしても、大嘗祭もきちんと行われる必要がある、こういうふうな考えをおるわけでございます。

○坂本内務大臣 即位の礼、それは憲法上、法律上今政府委員が申した結論で結構だと思ひます。しかし、国民の象徴ですから、やはり長い伝統の上にはよくまわってきた要素が大嘗祭は強いのですから、その大嘗祭で天皇が御示しになることというの、憲法に規定する宗教的な側面というよりも、安寧と五穀豊稔を祈るというお気持ちで大嘗祭に臨まれると私は思っております。決して神道を助長する意図もなければ、そのほかの宗教に対してこれを圧迫する、そんな気持ちはいささかもない、それは日本国民の常識において認められることだと私は思っております。専ら国家国民、そして世界の平和をお祈りされるという意味で、そういう即位の礼プラス大嘗祭というものがあつた方が国民的な気持ちにも非常にマッチする、そういうふうには私に考へております。

○和田(一)委員 今官房長官のお話を伺つておりますと、これは二十条のいわゆる制度的な信教の自由を保障している、これに全く触れないという御見解のように思ひます。大嘗祭が宗教上の儀式であるかどうかという点で今まで随分議論を重ねてまいりました。法制局の見解、政府の見解は、さっきも言つておりましたが、これは宗教上の儀式としての性格を否定できないという大変面倒な言い回しの中で宗教的な儀式であるということとを認めておられるわけなんです。認めれば、これは本当に矛盾するのです。これは国民はわからなくなつちゃうんです。これは本当に、いわゆる宗教上のものなのかどうか、この点をもつ

と吟味した上で見解を出していただかないと困ると私は思ひます。

今官房長官がおつしやつていました象徴としての天皇、世襲制の天皇制というものを憲法は認めております。その世襲の大事な行事として大嘗祭はやはりおやりになるべきだ、こう官房長官はお考えになつておられる。私もそうであると思ひますが、であるならば、これをやめるわけにいかない、省略するといふわけにはいかないならば、これはやはりきちつとした見解の上で、あまいこともとしてやるのではなくて、国が大事だと認めたなら国事行為でやれないのかどうか、なぜ政府はこれを国事行為とし得なかつたかをもう一回伺ひたいのです。

○工藤政府委員 これは先ほどから時々引用されます「ペーパーの中に書いてある『儀式の位置付け』」のところでございますが、二点書いてございませう。一つは「趣旨・形式等からして、宗教上の儀式としての性格を有する」と見られることは否定することができず、「これが第一点であります。第二点として『また、その態様においても、国がその内容に立ち入ることにはなじまない性格の儀式である』」こういうことを挙げまして、「大嘗祭を国事行為として行うことは困難であると考へる。」こういうことになつております。

○和田(一)委員 七条で天皇のいろいろな国事行為を規定されておりますけれども、三十四年三月の参議院の予算委員会での質疑応答の中でこういうことがございませう。これは現陛下が皇太子のときの御成婚の儀ですが、これが国事行為として行われました。国事行為です。そのときに答弁は、「その行方につきましては、その家の方式で行う、その信ずるところで行うことが、むしろ憲法の精神に沿うのではないか。」という御答弁がございませう。これは宇佐美宮内庁長官の御答弁でございます。賢所御前成婚の儀はとり行われていたのです。形式からいへば、これはさつきから言つていた神道形式です。これが国事行為として認められておりながら、今回、今法制局長官は

そういう性格を否定できないからというだけのことでこれを国事行為になじまないというのがどうもよくわからないのですが、その辺、官房長官どうでしょう。

○工藤政府委員 確かに、今上天皇が皇太子であられたとき、皇太子結婚式の結婚の儀、これが国事行為として行われております。

若干その違いと申しますか考え方を御説明申し上げます。皇族の婚姻の場合には、婚姻の儀式の挙行によつて成立するといふふうに解されておりました。しかも我が国のいわば社会通念ともいふべきものからいへば、婚姻の儀式の中核は婚姻の当事者が婚姻を誓う、しかもその誓いは婚姻当事者が望む方式によつて行うべきもの、かように考へられておられると思ひます。

それで、今の御指摘の婚姻の儀式でございますが、神の前で婚姻の誓いをするという宗教上の儀式であり、かつ国事行為として行われましたけれども、それは今申し上げましたような婚姻当事者の意思に従つた、こういうことでございまして、その方式の決定につきましては国は間接的、受動的に関与したわけでございます。そういう意味で、婚姻の儀式の特殊性、こういうふうなものを考へますと、やはり特定の宗教への助長等の効果を持つものとまでは言えないといふことで、憲法二十三条に違反するものではない、かように考へたわけでございます。

他方、大嘗祭は、法的な見地から申し上げれば天皇が即位されるための法的な要件ではないといふ意味で、先ほどから申し上げておりますように即位に伴う儀式のうちのひとつでございます。大事な儀式ではございませうけれども、大嘗祭を国事行為として行うことができるかどうか、そういうのはやはり政教分離の趣旨の観点から慎重に検討する必要があります。かように考へまして、今申し上げたような結論になつたわけでございます。

○和田(一)委員 どうもよくわからないのです。政教分離の原則というものがそこに出てきたわけですけれども、私は、国家が政教分離をうたう

というのは、国民の心の問題には立ち入らないのだ、つまり特定の宗教についてその自由を阻害したりあるいは援助したりそういうことをしない、そういう意味合いから政教分離ということをやつておられるのです。国教を持つていない国家は別です。日本の宗教を保持している国家は別。しかし、日本は無信仰の国家ではないと思ひます。信仰の自由を認めておられるのですから。だから、信仰をしてはならぬといふことを言つておられる国家ではないですね。

それで私は伺ひたいのですけれども、天皇陛下には信仰の自由はあるのでしょうか、ないのでしょ

○宮尾政府委員 あるといふふうに理解をいたしております。

○和田(一)委員 これは大変なことだと私は思ひます。天皇陛下に信仰の自由があるのですか。回教を信仰しても、キリスト教を信仰しても、陛下は自分の信仰を自由にお持ちになれるのですか。

○宮尾政府委員 若干答弁が行き届かない点がありましたが、天皇は日本国民の統合の象徴である、日本国の象徴であるという立場で、これまでも天皇陛下は皇室の長い伝統の中で皇室としての祭祀といひますか、そういうものをお続けになつておられるわけでございます。先ほど私は極めて一般論として申し上げたわけですが、いわゆる信教の自由といひますか信仰の自由といひますか、そういう国民の権利的なものが法律上一般論としてあるのか、こういうようなことで御答弁を申し上げたつもりでございますが、当然天皇陛下は長いこれまでの皇室の伝統に従つた皇室の祭祀といふものを大變大事にしておられると考へております。

○和田(一)委員 宮尾さんのおっしゃることもわかりませう。要するに、陛下個人としてのお心の中をどんな法律であろうが何人であろうが左右することはできない、しかし公人としての天皇は信仰の自由は与えられていない、私はこう思ひます。これは当然だと思ひます。

この象徴というものはそういう意味では、今御説明を聞いていただくと無色透明のものだ、私はこういう感じがするのです。日本は宗教を信じてない唯物国家ではないのです。そういう体制の国ではありません。そしてまた一つの教義を持った、宗教を持った国家でもないのです。広く宗教の自由を認めているからこそ政教分離というものが出てきているのでしょう。天皇は、そういう中で一人の個人として信仰を自分で持っていて、そしてそのための宗教行事をやっているのじゃないのです。よ。だとすれば、全く無色透明なんです。僕は、神道神道と言うから神社神道のような――さっき長官も宮尾さんもおっしゃっていましたが、広く言えばキリスト教、仏教、神道という形式を踏まえているから、宗教上の儀式を否定するわけにはいかないという妙な言い回しの格好になるわけですが、神社神道と皇室神道という言葉があるかどうかはわかりませんが、それは私は一緒にできないと思う。それを、俗に言う宗教上の儀式である、こう認定してしまつたら、これにはお金なんて出せませんよ。ここが一番あまいこととしてはいけなところだと私は思うのです。日本の憲法で世襲制の天皇制を認めているのですから、その世襲行為としての即位というものが大事だという認識を政府は持っているのですから、それを堂々とやるような格好にしない、何やら言いわけをしながらやらなければならぬという見解はおかしいと思う。これは本心に宗教上の行事だつたらやらないで、よ、そういうことになつてしまふのです。いや、そうじゃなくて、私はもっとおおらかな、さつきも言っていたけれども、祈るというの、象徴というのとは一体何ですか。象徴というのとは何をやたら象徴になるのですか。何もしないことですか、国民の象徴というの、国民の統合の象徴、国家の象徴、これは国の、国民のために平和や安全や豊かになることを願つたり祈つたりするということだ。その行為があつていけないということになつたら象徴というのとは一体何をやるのですか。そこが非常に大事だと私は思うのですが、宮内庁、いかがですか。

○宮尾府委員 大嘗祭は、政府の見解の中にも記述してありますように、また、私ももうそういう認識をしておるわけですが、一世一度の重要な皇位継承儀式であると私も基本的な考えでいるわけではございません。ただ、政府の見解の中でいろいろ記述をしておりますのは、それを国事行為としてやるかどうかということ、その中で記述をしておりますけれども、そこには先ほど法制局長官の方からお述べになつたように、宗教上の儀式としての性格を有することを否定することができないという考え方が一つと、それから国事行為といふこと、態様において国事行為として行ふことになじまない、こういう二つの理由によつて国事行為としては今回行われぬ、こういう考え方を打ち出しているわけではございません。

ただ、今申し上げましたように、私もそれは皇位継承儀礼の非常に重要なものである、皇室としてはこういう重儀をなさらないようにすることはできない、こういう考え方に立つて、皇室の行事として、伝統的なものも踏まえながらこれをなさつていくようにされたいと思つておるわけでございます。

それから、今の宗教の問題ですが、御質問が宗教は何かとか、神道であるとかというふうな御質問でありますので、それは宗教的、宗教上の儀式としてそのものずばりではないと私は思いますけれども、盾の表と裏というように、皇位継承儀礼である、しかし、宗教上の何らかの性格を持つておるのかという観点からいへば、宗教的な性格なり色彩というものを先ほどのように御答弁せざるを得ない、こういうふうな考え方をしております。

○和田(一)委員 私の宗教観というのが普通の人と違ふのかどうかはわかりませんが、宗教といふのは教義があつて、そのことを唯一絶対のものとして信じて人がそれを広く広めようという行為があつて宗教というものはあるのだと思つておるのですが、宗教的行事とおっしゃるけれども、どうも私はそれがそういうものに該当するものなのかなという感じがしてなりません。確かにお着になるものやそれをお助けする周りの人たちの服装やらやり方やら音楽やらそういうものがあるとすれば、そういうものが今の神社神道で行われている儀式に似ていたり、あるいは同じものをお使いになつたり、そういうことが形の上ではあるかもしれないけれども、宗教といふ一つの内容からいへば、これが宗教になるのかなという気がしてならないのですけれども、その辺が私の宗教観と違ふのかなという気がいたします。

いづれにいたしましても、大事な国としての皇位継承、新しい憲法になつて初めてこれを扱うわけではございません。休日というのには行事に対して国民が祝うので、そういう意味でこれを制定しようという趣旨だと思つておる。したがって、私も賛成したいと思つておるのですが、であるならば、それに関連して行われるすべての行事がすべて国民の理解の上で、国がお助けすることも結構なんですから――私は国家行事にしろと言つておるわけではないのです。するとかしないとかの議論の中であまいこともなつておるものをきつとした方がよろしい、こう言うだけのことで、それをぜひひとつこれから十一月十二日の休日になるときまでに理解を求めていただきたいと思つておるのです。

○官房長官 昔はお休みの日を旗日と言つたのです。祝祭日と言つたのです。国を挙げてお祝いをする日等には昔は国旗を掲げたという記憶がございますが、最近では少なくなりました。そういう意味で、先ほど御質問ありましたけれども、政府としてこの休日に国旗を掲揚したりするということ、なことを国民にお勧めになるか、それともこういうお祝いの日、国民挙げてのお祝いの行事を何かお考えになつておるか、そういうことも含めて、せっかくやられる即位の礼及び皇位の継承という一つの大事な儀式が国民こそぞつてのお祝いの中でやれるような方策をぜひお考えいただきたいと思つておるのですが、いかがでしょうか。

○坂本国務大臣 あなたの御意見については非常に共鳴するところが多いと思つておる。この即位の礼に際しての祝意のあらわし方については、成案を得次第、閣議決定をすることとしておる。その内容は、一つ、国の措置として国旗掲揚を行うこと、二つ、地方公共団体一般においても上記と同様の方法により協力方を要望するということをお予定しております。

○和田(一)委員 もう一ついいですか。何か国家的な地方行政への指導とか学校教育に対する指導ということはお考えになつていませんか。

○多田説明員 基本的な構えは先ほど官房長官からお答え申し上げたとおりでございますが、具体的にどんな格好で呼びかけていくかという形については、もう少し詰めた格好で決定していきたいと考えております。

○和田(一)委員 時間になりましたので終わります。

○岸田委員長 次回は、来る十九日木曜日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三分散会

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(昭和二十二年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中「二億五千七百万円」を「二億九千万円」に改める。

第八条中「二千三百六十万円」を「二千七百万円」に改める。

附則

この法律は、平成二年四月一日から施行する。

理山

最近の経済情勢にかんがみ、内廷費の定額及び

皇族費算出の基礎となる定額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案

即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律

平成二年において即位礼正殿の儀の行われる日は、休日とする。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律に規定する日は、他の法令の規定の適用については、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する日とする。

理由

天皇陛下の即位礼正殿の儀に際し、国民こぞって祝意を表するため、即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

内閣委員会議録第二号中正誤

ページ 段 行 誤 正	
三	四 七 六 変
七	二 三 ポーランド・ハ
二	一 三 直接経費
	「直接経費」

平成二年四月二十三日印刷

平成二年四月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局